

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2009年1月号 | No. 01/2009

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

特許協力条約とPCT規則（英語及び仏語の2009年1月版）

2009年1月1日発効の特許協力条約（PCT）とPCT規則の英語版と仏語版が国際事務局によって出版されました（他の言語も間もなく発行されます。）。この本には2007年4月版以降に発効したPCT規則の全ての修正が含まれています。

お値段は通常郵便の場合24スイスフラン、速達郵便の場合28スイスフランです。お申込みは、WIPO出版番号No.274と必要な出版の言語を明示して、WIPOの“the Product Marketing and Distribution Unit”までご連絡ください。

ファクシミリ： (41-22) 740 18 12
e-mail : publications.mail@wipo.int
電子ブックショップ：www.wipo.int/ebookshop
あて名： 34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
Switzerland

PCT関連資料のページで電子版の条文をご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html#reg>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html#reg>

PCT通信教育コース

WIPOは「特許協力条約(PCT)概論」(“Introduction to the Patent Cooperation Treaty (PCT).”)という特許協力条約の初めての通信教育コースを立ち上げました。この自主学習コースはPCTシステムの基本を理解したい人向けに、WIPOのPCT専門家によって作成されたものです。今後、WIPOによって開発されるPCTの通信教育コースの最初のコースとなります。このコースは約4時間の内容があります。

PCT通信教育コースは次のアドレスにおいてオンラインによって無料で利用可能です。また、複数の項目を保存し受講することが可能です（時間の制約はありません。）。

<http://academy.wipo.int/training>

Patentscope® 検索サービス

あて名情報の削除

プライバシーの問題から、個人の出願人及び発明者のあて名はPatentscope®検索サービスの“Biblio. Data”タブに掲載されなくなります。この変更によって、個人のアて名がインターネット検索エンジンによって検索又は表示されない効果があります。1998年7月より前

の公開を除いて、この措置は全ての公開された国際出願が対象となります。

ただし、以下の点にご留意ください。

- 法人のあて名は引き続き“Biblio. Data” タブに掲載されます。
- あて名を含む全ての出願人及び発明者の完全な情報は、Patentscope® 検索サービスの“Documents” タブにある公開された国際出願の表紙及びその他の文書から知ることが可能です。
- Patentscope® 検索サービスの出願人あて名検索欄及び発明者あて名検索欄において、個人の出願人及び発明者のあて名であっても検索することが可能です。

以前お知らせした次の情報は上記説明の内容に置き換えられます。*PCT Newsletter* No. 08/2007 の「実務アドバイス」に記載された、Patentscope® 検索サービスの書誌情報画面には発明者のあて名が含まれること、*PCT Newsletter* No. 10/2008 の「第三者による発明者のあて名の取得」に記載された、上記と同様な内容及びインターネット検索エンジンで発明者の名字を検索することで、そのような情報が見つかる可能性があるという事実。

PCT電子文書アップロードシステムの試験段階

2009年1月1日に、国際事務局（IB）は電子文書アップロードサービスの限定された試験を開始しました。この試験段階において、所定の制限及び条件の下で、試験の参加者は国際出願以外の出願人が提出する多くの書類をIBに対してアップロードすることができます。この試験段階で受け付けている文書は次のとおりです。

- PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正
- 取下げの請求
- PCT 規則 92 の 2 に基づく、名義、名称、あて名等の記録の変更の要請
- 補充国際調査の請求
- 国際調査機関の見解書に対する非公式コメント
- 一般的な連絡

試験の成功を見極めたうえで、電子文書アップロードサービスは 2009 年の後半に全ての出願人が使用可能となります。

国際事務局に対するクレジットカードによる支払い

受理官庁としての国際事務局（IB）（RO/IB） に対する色々な手数料をクレジットカードで支払うことが可能です。そして、そのためには様式 PCT/RO/197（「受理官庁としての国際事務局に対するクレジットカードによる支払い」“Credit card payment to the International Bureau as receiving Office”）を使用することが必要です（*PCT Newsletter* No. 08/2006、第 1 頁参照）。

しかしながら、**PCT 受理官庁以外としての IB の機能** に対して、クレジットカードで所定の手数料を支払うために、当該様式を使用する出願人がいらっしゃいます。様式 PCT/RO/197 は RO/IB に対して支払う手数料のみに使用することが可能です。基本的に、早期の公開のための手数料のような、RO/IB と関係がない手数料についてはクレジットカードで支払うことはできません。ただし、この例外として、補充調査手数料専用の新たに作成された様式 PCT/IB/380（「補充調査手数料の国際事務局に対するクレジットカードによる支払い」“Credit card payment to the International Bureau of supplementary search fees”）があります。この様式によって、受理官庁以外としての IB の機能にクレジットカードを用いて支払を行うことができます。

IB に対する色々な支払い方法については次のアドレスをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/modes.htm>

スペイン特許商標庁:PCT調査手数料の75%の減額を受けることができる要件の変更

2009年2月1日以降の国際出願に対して、国際調査機関としてのスペイン特許商標庁に支払う調査手数料、追加調査手数料の75%の減額を受けることができる条件が変更されます。出願人が次に該当する国の国民及び居住者である自然人又は法人である場合に減額が適用されます。その国は、欧州特許条約の加盟国ではなく、世界銀行によって低所得、低所得及び上中所得(“upper-middle-income”)経済として挙げられている国になります。出願人が複数いる場合には、全ての出願人がこの条件を満たす必要があります。この条件に該当する国の一覧はスペイン特許商標庁のウェブサイトに掲載されます。そして、その一覧はPCT関連資料からリンクされる予定です。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

なお、2009年1月1日から、欧州特許庁(EPO)に支払う調査手数料、追加調査手数料、予備審査手数料及び追加予備審査手数料の75%の減額の条件が変更されています(PCT Newsletter No. 12/2008 参照)。

PCT最新情報

DK : デンマーク (国内移行の期限)

デンマーク特許商標庁は、デンマークへの国内移行に関して、フェロー諸島及びグリーンランドに対して特別の期限が適用されることを、国際事務局に通知しました。これらの地域に関しては、期限は優先日から(若しくは優先権が主張されていない場合には、出願日から)20ヶ月となります。出願人が予備審査請求書を提出した場合には、期限は30ヶ月となります。

デンマークのその他の領地に関しては、期限は優先日から(若しくは優先権が主張されていない場合には、出願日から)31ヶ月となります。この期限は2ヶ月間延長が可能です。

詳細についてはデンマーク特許商標庁にお問い合わせください。

EA : ユーラシア特許庁 (所在地及び郵便のあて名、ファクシミリ番号の変更)

IL : イスラエル (電話番号および各種手数料の変更)

KR : 大韓民国 (署名及び押印に関する変更)

ME : モンテネグロ (一般情報)

OM : オマーン (一般情報)

PT : ポルトガル (優先権の回復(適用される基準及び手数料)に関する情報)

SE : スウェーデン (各種手数料の換算額の変更)

ZA : 南アフリカ (各種手数料の換算額の変更)

調査手数料及び国際調査に関係する手数料に関する変更 (欧州特許庁、韓国知的所有権庁、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

2009年3月1日から、次の官庁によって行われる国際調査に対して支払う所定の通貨の換算額が変更になります。

欧州特許庁	CHF, SEK, USD
フィンランド国立特許・登録委員会	USD
北欧特許機構	USD
スペイン特許商標庁	CHF, USD

取扱手数料（オーストラリア特許庁）

PCT-SAFE更新

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの新バージョン（2009年1月1日付け version 3.51.036.211）が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm

当該バージョン（“build 211”）は次の変更を行います。

- 韓国語版（ユーザ・インターフェース及び願書様式）－ 韓国語は 2009年1月1日から PCT 公開言語です。
- マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（MK）が EP の指定に含まれました。
- 「共通出願様式」“Common Application Format” を満たす XML 形式の完全電子出願を受理官庁としての国際事務局に出願することが可能になりました（2009年1月1日発効の PCT 実施細則の第 204 号及び第 204 号の 2 参照 <http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html#ai>）。
- 受理官庁としての国立特許庁（バーレーン）（RO/BH）に関する情報
- 2009年1月1日から適用される、ISA/EP に支払う調査手数料の 75%減額を受けることができる国の一覧の修正
- 手数料表の更新
- その他の軽微な機能改善及び PCT に関する更新

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。

そして、“IPTR - International Patent and Trademark Register” 及び “IBIP - International Bureau for Intellectual Property” 名の二通の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

PCT 通信教育コース

上記参照。

PCT in the News

WIPO マガジンに掲載された PCT 関連記事がご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/news/index.html

“related links” メニューの中にある “WIPO Magazine” をクリックすると、WIPO マガジンの全記事をご覧いただけます。

PCT 様式

PCT ウェブサイトに 2009 年 1 月 1 日発効の更新された様式が掲載されています。該当する場合には、出願人が記載可能なように編集可能な様式もあります。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.htm>

この更新によって、ポルトガル語及び韓国語の願書 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求様式 (PCT/IPEA/401) の編集可能な形式も掲載されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.htm>

官庁からの請求があった場合、ISA、IPEA 及び SISA 向けの編集可能な様式を国際事務局は作成します。これらの様式の請求は電子メールで次のアドレスにお送りください。

pct.legal@wipo.int

PCT 規則 (ドイツ語及び日本語の 2009 年 1 月版)

2009 年 1 月 1 日発効の PCT 規則のドイツ語暫定版及び日本語版がご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs.pdf

http://www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/pct_regs.pdf

実施細則の修正

2009 年 1 月 1 日発効の英語及び仏語の PCT 実施細則の全文が HTML 及び PDF 形式でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html#ai>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html#ai>

2009 年の知的所有権庁の閉庁日

国際事務局は 2009 年における多くの知的所有権庁の閉庁日を掲載しました。2002 年からの情報が英語、仏語及びスペイン語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/closingdates.htm>

<http://www.wipo.int/pct/fr/filing/closingdates.htm>

<http://www.wipo.int/pct/es/filing/closingdates.htm>

引き続き、事務局に通知された情報によって更新していきます。

PCT 期間計算システム

PCT 期間計算システムは、出願人が基本的な PCT の期限を計算することを助けるために、2006 年 3 月に導入されました。このシステムによって、関係する PCT 及び PCT 規則の参照条文に加えて、全ての期限についての詳細な説明をご覧いただけます。そして、2009 年 1 月 1 日に、補充国際調査請求書を提出する新たな 19 ヶ月の期限を含むように、当該システムが更新されました。当該システムは次のアドレスでご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html>

PCT 留保、宣言、通知及び不適合

PCT 留保、宣言、通知及び不適合の一覧が更新され、関係する PCT、PCT 規則及び PCT 実施細則の参照条文へのリンクがご利用いただけます。一覧は英語、仏語、ドイツ語、ロシア語及びスペイン語で提供されています。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/reservations/res_incomp.html

http://www.wipo.int/pct/de/texts/reservations/res_incomp.html

http://www.wipo.int/pct/ru/texts/reservations/res_incomp.html

http://www.wipo.int/pct/es/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 締約国において PCT 経由で取得できる保護の種類

この一覧が 2009 年 1 月 1 日付けで更新されました（アンゴラ、バーレーン、エルサルバドル、モンテネグロ、オマーン、サントメ・プリンシペ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国で取得可能な保護に関する変更）。この一覧は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/typesprotection.pdf>

PCT 経由で広域特許が取得できる PCT 締約国

2009 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願が、欧州特許のためのマケドニア旧ユーゴスラビア共和国の指定を含むことを反映するように、この一覧が更新されました。この一覧は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/reg_des.pdf

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO の国際事務局と、国際調査機関（ISA）、国際予備審査機関（IPEA）及び、スウェーデン特許登録庁及び北欧特許機構については、補充調査のための国際調査機関（SISA）としての次の機関との間の取決めの最新版が英語及び仏語で掲載されました。

AT	オーストリア特許庁
EP	欧州特許庁
ES	スペイン特許商標庁
KR	韓国知的所有権庁
SE	スウェーデン特許登録庁
US	米国特許商標庁
XN	北欧特許機構

これらは、PCTに基づく、ISA、IPEA 及び SISA としての機関についての 2009 年 1 月 1 日発効の役割、米国特許商標庁については 2009 年 1 月 12 日発効の役割に関する取決めです。

http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html#ai

http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html#ai

セミナー資料

PCT の手続きの全ての項目を網羅した英語及び仏語のセミナー資料が更新され、ご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/index.html

実務アドバイス

PCT 締約国の国民又は居住者ではない出願人に対する国際出願の譲渡

Q: スペインの国民及び居住者である法人の出願人を代理して国際出願を出願しました。この企業はウルグアイの国民及び居住者である他の企業に発明の権利を譲渡する予定です。米国を指定する目的で、国際出願には他に二人の出願人／発明者が記載してありますが、二人共 PCT 締約国の国民又は居住者ではありません。PCT 締約国の国民又は居住者がいなくなったとしても、PCT 出願は有効でしょうか。有効であるならば、出願人として、どちらの企業が公開された国際出願に記載されるのでしょうか。

A: PCT 出願は国際段階において、いつでも、PCT に拘束されていない国の居住者及び国民を含む、誰に対しても譲渡することが可能です。出願人は PCT 締約国の居住者若しくは国民でなければならないという PCT 第 9 条の要件は、国際出願日に満たす必要があるだけです。その後の変更は国際出願自体の有効性に影響を与えません。

しかし、第 II 章に基づく国際予備審査請求書を PCT 規則 92 の 2 に基づく出願人の変更の記録の後に提出した場合には、PCT に拘束されていない国の居住者又は国民に対する譲渡は、国際予備審査請求書を提出する権利に影響することがあります。出願人（複数の出願人がいる場合には、少なくとも出願人のうちの一人）が第 II 章に拘束される締約国の居住者又は国民であって、そのような締約国の受理官庁又はそのような受理官庁のために行動する受理官庁に国際出願をしたときは、国際予備審査請求書を提出することができません（PCT 第 31 条 (2)(a) 及び規則 54.1 及び 54.2 参照）。新たな出願人が PCT 締約国の居住者及び国民ではないことから、第 II 章に基づく国際予備審査請求書を提出する権利はありません。よって、国際予備審査請求書を有効に提出するためには、PCT 規則 92 の 2 に基づく出願人の変更を記録する前に、スペインの出願人の名前で請求書を提出する必要があります。そして、その後に行った国際出願の譲渡は請求書の有効性に影響を与えません。

ご質問者が新たな出願人の代理をする場合には、出願人はご質問者を選任するための委任状に署名をすることが必要です。理想的には、出願人の変更の記録の要請と共に提出しなければなりません。国際事務局（IB）は優先日から 30 ヶ月の期間内に当該要請を受理した場合には、要請された変更を記録します。出願人の情報の公開に関しては、公開の技術的準備が完了する前に、IB に対して出願人の変更の記録の要請がされて記録された場合には、Patentscope® 検索サービスに掲載される公開された国際出願の表紙に、新たな出願人の氏名（名称）が記載されます（<http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>）。国際公開の技術的準備が完了した後に IB が当該要請を受理した場合には、公開された国際出願には当初の出願人が記載されます。しかし、両方の場合とも、書誌情報は新たな出願人の氏名（名称）が掲載（状況に応じて、更新）されます（個別の国際出願の“Biblio. Data” タブの中）。PCT 規則 94.1(b) に従って、当初の出願人の氏名（名称）が記載された出願時の願書（様式 PCT/RO/101）、及

びIBの「変更の記録の通知」(“Notification of the Recording of a Change”) (様式Form PCT/IB/306) は、国際公開後、第三者が入手することが可能です。2006年1月1日以降に出願された全ての国際出願について、これらの書類はPatentscope® 検索サービス (“Documents” タブの中) にて入手可能です。それより前に出願された国際出願については、“Biblio. Data” タブの中の出願人の氏名(名称)と“Documents” タブの中の出願人の氏名(名称)を比較することで、PCT規則 92 の 2 に基づく要請がIBに記録されているか、第三者が把握することができます。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2009年2月号 | No. 02/2009

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

2008年のPCT出願

2008年に出願されたPCT国際出願の件数は約164,000件に達し、2007年比2.4%の増加を示しました。近年では、この増加は小幅なものですが（ここ3年間の平均増加率は9.3%でした。）、それは、最近の数ヶ月の世界経済の減速から、ある程度予想できるものでした。それでも、この数字はPCTに基づいて受理された最も多くの出願件数となっています。2009年の前半を通じて、国際事務局は、2008年に国内及び広域官庁に出願されたPCT出願を引き続き受理するため、**2008年についてのこの数字及び以下の数字は予測値となっています。**確定した数字は本年の後半に公表されます。

出願の上位5ヶ国は昨年と同様です。米国の出願人が最多の出願を行いました（53,521件、全出願の32.7%）、続いて日本（17.5%）、ドイツ（11.3%）、大韓民国（4.8%）、フランス（4.2%）となっています。欧州特許条約の加盟国の出願人は、加盟国全体で、全国際出願の約34.4%を出願しました。

北東アジア、特に大韓民国（12%増加）及び中国（11.9%増加）、からの出願は引き続き高い伸びを見せました。また、スウェーデンは他の欧州の国と比べて、特に高い12.5%の増加をしました。

2008年に、初めて中国の企業がPCT出願人の一覧で1位になりました。Huawei Technologies Co. Ltd、深圳に本社を置く大手国際電気通信会社で2008年に1,737件のPCT出願を出願しました。僅差の1,729件で日本企業のパナソニック株式会社¹が続いています。10位までの出願人と当該出願人名で公開された国際出願件数は次のとおりです。

1.	Huawei Technologies Co., Ltd (CN)	1,737
2.	パナソニック株式会社 (JP)	1,729
3.	Koninklijke Philips Electronics N.V. (NL)	1,551
4.	トヨタ自動車株式会社 (JP)	1,364
5.	Robert Bosch GmbH (DE)	1,273
6.	Siemens Aktiengesellschaft (DE)	1,089
7.	Nokia Corporation (FI)	1,005
8.	LG Electronics Inc. (KR)	992
9.	Telefonaktiebolaget LM Ericsson (SE)	984
10.	富士通株式会社 (JP)	983

上位PCT出願人の一覧（2008年公開された件数と共に）はWIPOウェブサイトでも間もなくご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>

¹ 2008年に松下電器産業株式会社（2007年に1位）はパナソニック株式会社に名称変更しました。

出願人は益々電子的に国際出願を提出するようになっていきます。電子形式による出願は、2008年の全ての出願の約73.3%を構成しています(2007年は67.4%でした。)。63.1%が完全な電子出願、10.2%がPCT-SAFE ソフトウェアのPCT-EASY 機能を用いた出願でした。一方、2008年に出願された国際出願の26.6%のみが完全な紙出願でした(2007年は32.6%)。

2008年に公開されたPCT出願において、最大の割合を占める技術は医療技術(12.0%)、コンピュータ技術(8.5%)及び医薬(7.9%)になります。経営情報技術(22.7%)及びマイクロ構造及びナノテクノロジー(20.7%)が最も増加した技術分野になります。

2008年の数字は所定の受理官庁、国際調査及び予備審査機関の適時性の改善も示しています。特に、米国特許商標庁(USPTO)はPCTにおけるサービス提供の改善に多大な努力を払いました。受理官庁としてのUSPTOによる、PCT出願の原本のIBに対する送付の適時性は、著しく改善されました。国際出願の記録原本の約60%は受理官庁が出願を受理してから4週間以内にIBに送付されました。また、国際調査報告(ISR)のIBへの送付の適時性も著しく改善され、ISRの43%が優先日から18ヶ月以内にIBに送付されました。PCTにおける官庁の手続きの適時性に関する詳細な統計については、最新の品質統計報告「実績指標“Performance Indicators”」をご覧ください。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct>

2008年のPCT出願に関する詳細な情報及び統計は、WIPOウェブサイトに掲載されたプレスリリースPR/2009/583をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2009/article_0002.html

公開スケジュールの変更

2009年4月23日の公開

2009年4月10日(金)及び2009年4月13日(月)がWIPOの閉庁日に当たる為、2009年4月23日に公開されるPCT出願(公開No. 17/2009)の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2009年4月7日(火)となります(通常、技術的準備が完了する日となる2009年4月8日(水)の代わり)。したがって、国際公開に反映させたい変更は2009年4月6日(月)の24時(ジュネーブ時間)までに国際事務局に受理される必要があります。

PCTに関するWIPOウェビナー(オンラインセミナー)

WIPOはPCTに関する最初のウェビナー(インターネット経由の講演)を放送します。ウェビナー講演はMatthias Reischle PCT法律部部長代理が行います。Reischle部長代理によって、PCTの最新情報、特に、新しいPCT補充国際調査システムが説明されます。また、講演はPCTユーザとの連絡のためのサービス強化の取り組みを含む、多くの向上点が含まれます。

このウェビナーは、英語のみで、2009年2月25日(水)の午後4時から午後5時(中央ヨーロッパ時間)に行われます。ウェビナーは無料で、登録は簡単です。参加数に限りがありますので、お早めにご登録されることをお勧めします。

<https://www2.gotomeeting.com/register/680073532>

今後、PCTウェビナーについてはPCTセミナーカレンダーでお知らせします。

US出願人がオーストラリア特許庁をISA及びIPEAとして選択することについて

2008年11月1日から、米国の国民又は居住者であって、国際出願を米国特許商標庁又は受理官庁としての国際事務局に出願した場合には、国際調査機関（ISA）及び／又は国際予備審査機関（IPEA）としてオーストラリア特許庁を選択することができます（*PCT Newsletter* No. 10/2008参照）。

しかし、オーストラリア特許庁によって除外されている技術分野に関する国際出願において、多くのUS出願人が当該特許庁を選択しているのが見受けられます。関係する出願人は、*PCT Newsletter* No. 11/2008に記載された除外対象の一覧をご確認ください。

PCT最新情報**USドルによる手数料の支払い（多くの官庁）**

2009年4月1日から、国際出願手数料及び30枚を超える用紙毎の手数料について、多くの受理官庁に対して支払うUSDの換算額が変更になります（変更される官庁の2文字コードの一覧参照）。合わせて、手数料表の第4項に記載された電子出願の手数料減額のUSDの換算額も変更になります。

(AM, AP, AZ, BH, BW, BY, BZ, CO, CR, CU, DO, EA, EC, EG, GE, GH, IB, IL, IN, KE, KG, KZ, LR, MD, NI, PG, PH, RU, SC, SV, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZM 及び ZW)

AU : オーストラリア（管轄国際調査及び予備審査機関）

DK : デンマーク（国内移行の期限 – 訂正）

フェロー諸島及びグリーンランドに対して特別の期限が適用され、優先日（優先権が主張がされていない場合には、国際出願日）から20ヶ月が期限であることを、*PCT Newsletter* No. 01/2009でお知らせいたしました。そして、国際予備審査請求書が提出された場合には、グリーンランドに対しては優先日から30ヶ月が国内移行期限になりますが、フェロー諸島については優先日から25ヶ月が期限となることを、デンマーク特許商標庁は国際事務局に通報いたしました。

デンマークのその他の領地に関しては、優先日から31ヶ月が期限となります。この期限は2ヶ月間延長が可能です。

詳細についてはデンマーク特許商標庁にお問い合わせいただくか、次ぎのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.dkpto.org/business-services/information-regarding-pct-applications.aspx>

GB : 英国（各種手数料の換算額の変更及びPCT-EASYフォーマットの願書を伴う国際出願の受理に関する変更）

GT : グアテマラ（一般情報及び微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定）

IB : 国際事務局（各種手数料の換算額の変更）

2009年4月1日から、受理官庁としての国際事務局に支払う次の手数料のUSDの換算額が変更になります。

送付手数料	USD	83
優先権書類の手数料	USD	41
航空郵便のための追加額	USD	8

- IS : アイスランド (各種手数料の換算額の変更)
 KR : 大韓民国 (受理する願書の言語及び管轄国際予備審査機関の変更)
 LV : ラトビア (手数料の変更)
 NZ : ニュージーランド (各種手数料の換算額の変更)
 US : 米国 (上記「US ドルによる手数料の支払い」参照)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、北欧特許機構、中華人民共和国国家知識産権局、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

2009年4月1日から、次の官庁によって行われる国際調査に対して支払う所定の通貨の換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	CHF
オーストリア特許庁	KRW
欧州特許庁	ISK, NZD, SGD
日本国特許庁	KRW, USD
北欧特許機構	ISK
中華人民共和国国家知識産権局	CHF
スウェーデン特許商標庁	ISK

2009年4月15日から、欧州特許庁によって行われる国際調査に対して支払う GBD の換算額が変更になります。また、米国特許商標庁によって行われる国際調査に対して支払う CHF の換算額も変更になります。

2009年5月1日から、欧州特許庁によって行われる国際調査に対して支払う ISK 及び NOK の換算額が変更になります。また、スウェーデン特許商標庁によって行われる国際調査に対して支払う ISK の換算額も変更になります。

取扱手数料 (スウェーデン特許商標庁、日本国特許庁)

2009年4月1日から、国際予備審査機関としての日本国特許庁に JPY で支払う取扱手数料の換算額が変更になります。

現行 19,600 円が 2009年4月1日から 16,000 円となります。

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

欧州資格試験 “the European Qualifying Examination (EQE)” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) のための資料の準備を手助けするために、EQE の試験委員会の同意のもと、2008年12月31日から、英語と仏語の PCT 出願人の手引きが一つの PDF ファイルとしてウェブサイトに掲載されています。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe_collection.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe_collection.pdf

印刷する際には、この一つの PDF ファイルは約 900 頁の両面印刷の量を含んでいますのでご注意ください。この PDF ファイルは約 22MB ですので、低速インターネット回線でダウンロードすることは困難です。

願書及び国際予備審査請求書様式

編集可能な PDF 版の願書様式 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) を利用し、6 人より多くの出願人を記載しようとする場合に困難である経験をした出願人からの請求に従い、これらの英語版と仏語版の様式に二つの追加頁が加わりました。次のアドレスからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/ro/index.htm>

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/ipea/index.htm>

ドイツ語及びスペイン語についても同様に追加予定です。

2008 年 7 月版のアラビア語の願書様式がご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ar/forms/pdf/request.pdf>

PCT 規則 (スペイン語の 2009 年 1 月版)

2009 年 1 月 1 日発効の PCT 規則のスペイン語暫定版がご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs.pdf

委任状の放棄

PCT 規則 90.4(b)及び／又は 90.5(a)(ii)に基づく委任状の提出要件を放棄することを、WIPO に通報した PCT 官庁／機関に関するハイパーリンク付きの一覧が作成されました。これは、以前の PDF 版に置き換わるものです。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

ISA 及び IPEA の取決め

2009 年 1 月 1 日発効の WIPO 国際事務局とオーストラリア特許庁との間の取決めの更新版、及び、2009 年 2 月 1 日発効のスペイン特許商標庁との間の取決めの更新版が英語と仏語で掲載されました。この取決めは PCT に基づく国際調査及び国際予備審査機関としてのこれらの官庁の役割に関するものです。

http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html

ドイツ語のパワーポイント資料

ドイツ語版の「PCT 規則修正：PCT 補充国際調査サービス」がご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/sis.ppt>

PCT に関する WIPO ウェビナー

上記参照。

実務アドバイス

補充国際調査のために選択した機関に対し業として手続きをとる権能を有する代理人の選任

Q: ある国際出願の代理人ですが、国際調査機関 (ISA) に対する手続きのために復代理人を選任しました。そして、ISA と同じ官庁である国際予備審査機関 (IPEA) に対する手続きの

ために同じ代理人を選任する予定です。技術の特徴と発明の潜在的な重要性から、補充国際調査を行う価値があると思っています。この場合に、補充国際調査のために選択した機関に対して、当該復代理人が代理人として手続きすることができるのでしょうか。

A: 補充国際調査（SIS）のために特別に代理人を選任する必要はあまりありません（通常はその機関と代理人の間で連絡を取ることはありません。あったとしても、非常に限られた書類を当該機関に提出する必要があるだけです（必要な場合には、電子形式による配列リストの写し又は SIS を行う機関が認める言語への翻訳文））。しかし、復代理人を選任することは可能です。特に、国際調査及び予備審査のために復代理人を既に選任している場合には、復代理人を選任することを希望する場合もあると思われます。

ただし、PCT 規則 90.1(d)(ii) に従って、復代理人が、補充国際調査機関として行動する国内官庁又は政府間機関（以後「官庁」と言う）に対し業として手続きをとる権能を有する場合には、補充国際調査（SIS）のために選択した当該機関に対して手続きをとる代理人として、当該復代理人を選任することができます。この場合に該当していれば、SIS のために選択した機関に対する手続きを含むように、現在の復代理人の選任の範囲を広げることが可能です。そうするためには、補充調査請求書様式（PCT/IB/375）の第 III 欄の 3 番目のチェック欄にマークをし、当該欄に代理人の詳細を記入することが必要です。

現在の復代理人が、SIS のために選択した機関として行動する官庁に対し、業として手続きをとる権能を有していない場合には、その機関に対する手続きのために、ご質問者（代理人）が一般的な代理人として行動することが可能です（出願人に特定されていなければ、国際段階全てに関して業として手続きをとる権能があります。）。なぜなら、PCT 規則 90.1 に従って、国際出願が出願された官庁に対し業として手続きをとる権能を有する者（国際出願が国際事務局（IB）に出願された場合には、IB に対する国際出願に関して業として手続きをとる権能を有する者（PCT 規則 83.1 の 2 参照）は、受理官庁、IB、国際調査機関、SIS のために選択した全ての機関及び国際予備審査機関に対して、出願人を代理する代理人として選任することができます。この場合、補充調査請求書の第 III 欄の最初のチェック欄にマークをして、当該欄の必要箇所に記入することになります。

SIS のために選択した機関として行動する官庁又は機関に対して業として手続きをとる権能を有している復代理人を更に選任したい場合には（PCT 規則 90.1(d)(ii)）、補充調査請求書の第 III 欄の 3 番目のチェック欄にマークをし、新しい代理人の必要な情報を記入することになります。ご質問者（代理人）は、選任された代理人として、復代理人を選任できますので、出願人の署名は必要ありません。選任された復代理人は SIS の手続きのみを行うことができます。他の事項については手続きを行う権限はありません。

国内及び広域官庁に対して業として手続きをとる権能を有している者に関する情報は、PCT 出願人の手引きの関係する国内編（概要）をご覧ください。

(<http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html>)

若しくは、関係する官庁にお問い合わせください。復代理人の選任についての詳細は、PCT 出願人の手引き、国際段階、パラグラフ 81 及び 413 をご覧ください。新しい SIS サービスに関する情報は PCT 規則 45 の 2 及び PCT Newsletter No. 12/2008 をご覧ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2009年3月号 | No. 03/2009

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

お知らせ

2009年4月22日（水） 日本時間 16時から17時にかけて、日本語によるWIPOウェビナー（インターネット経由の講演）を放送します。PCTの最新情報、特に、新しいPCT補充国際調査システムを説明いたします。ウェビナーは無料で、登録は簡単です。参加数に限りがありますので、お早めに登録されることをお勧めします。

<https://www2.gotomeeting.com/register/614813371>

新たなPCT締約国

チリ（国コード：CL）

ペルー（国コード：PE）

チリ（2009年3月2日）及びペルー（2009年3月6日）がPCTの加入書を寄託し、それぞれ、2009年6月2日及び6日からPCTに拘束されることになりました。このことによって、PCT締約国数は141ヶ国となります。2009年6月2日以降に出願された国際出願は自動的にチリの指定を含むこととなります。また、2009年6月6日以降に出願された国際出願は自動的にペルーの指定を含むこととなります。

更に、チリ及びペルーはPCTの第II章にも拘束されます。したがって、2009年6月2日及び6日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は、それぞれ自動的にその国の選択を含むこととなります。

また、チリ及びペルーの国民及び居住者は、それぞれ、2009年6月2日及び6月6日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

なお、チリはPCT第64条(5)に従って、PCT第59条の規定に拘束されないことを宣言しました。

公開スケジュールの変更

2009年5月22日の公開

2009年5月21日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、その日に通常公開されるPCT出願及びその日に通常公開される公示（PCT公報）が2009年5月22日（金）に公開されます。

その結果、PCT出願の技術的準備が完了する日が通常の公開日の15日前より早まり、2009年5月6日（水）となります。したがって、国際公開に反映させたい変更は2009年5月5日（火）の24時までに国際事務局に受理される必要があります。

2009年6月4日の公開

2009年5月21日（木）及び6月1日（月）がWIPOの閉庁日に当たる為、2009年6月4日（木）に公開されるPCT出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2009年5月19日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である2009年5月20日（水）の代わり）。従って、国際公開に反映させたい変更は2009年5月18日（月）の24時までに国際事務局に受理される必要があります。

PCT最新情報**USドルによる手数料の支払い（多くの官庁）**

2009年5月1日から、国際出願手数料及び30枚を超える用紙毎の手数料について、多くの受理官庁に対して支払うUSDの換算額が変更になります（変更される官庁の2文字コードの一覧参照）。合わせて、手数料表の第4項に記載されたPCT-EASYの手数料減額及び電子出願の手数料減額のUSDの換算額も変更になります。以下に示す「IB: 国際事務局」受理官庁としての国際事務局に対してUSDで支払う換算額に関する情報もご参照ください。

(AM, AP, AZ, BH, BW, BY, BZ, CO, CR, CU, DO, EA, EC, EG, GE, GH, GT, IB, IL, IN, KE, KG, KZ, LR, MD, NI, PG, PH, RU, SC, SV, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZM 及び ZW)

- CA : カナダ（各種手数料の換算額の変更）
- CR : コスタリカ（管轄国際予備審査機関）
- GB : 英国（各種手数料の換算額の変更）
- IB : 国際事務局（各種手数料の換算額の変更）

2009年5月1日から、受理官庁としての国際事務局に支払う次の手数料のUSDの換算額が変更になります。

送付手数料	USD	89
優先権書類の手数料	USD	45
航空郵便のための追加額	USD	9

- LK : スリランカ（管轄国際調査及び予備審査機関）
- NO : ノルウェー（各種手数料の換算額の変更）
- SK : スロバキア（手数料の変更）
- ST : サントメ・プリンシペ（管轄国際調査及び予備審査機関）
- US : 米国（上記「USドルによる手数料の支払い」参照）

調査手数料(オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権特許商標行政局(Rospatent)、日本国特許庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁)

2009年5月1日から、次の官庁によって行われる国際調査に対して支払う所定の通貨の換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	NZD
欧州特許庁	SEK
日本国特許庁	CHF, EUR
北欧特許機構	ISK
スウェーデン特許登録庁	NOK, SEK

EPOからのお知らせ

新たな手数料体系

2009年4月1日に、欧州特許庁（EPO）の広域段階（以下「欧州段階」と言う）に、当該日以降に移行する国際出願に関する新たな手数料が発効します。発効により、次の変更が行われます。

1) 請求の範囲の手数料の新たな二段階システム

2009年4月1日より前に欧州段階に移行する国際出願は、16個以上の各請求の範囲に対して、EUR 200の請求の範囲手数料を支払う必要があります。2009年4月1日以降に欧州段階に移行する国際出願は、16個以上50個以下の各請求の範囲に対して、EUR 200の請求の範囲手数料を支払う必要があります。そして、51個以上の各請求の範囲に対して、EUR 500の請求の範囲手数料を支払う必要があります。

2) 出願手数料の一部となる追加手数料（用紙手数料）

2009年4月1日以降に欧州段階に移行した出願であって、35頁より多い出願は、36頁以上の各頁に対してEUR 12の新たな追加手数料が発生します。追加手数料は出願手数料の一部として導入されますので、特許査定時には頁手数料はなくなります。したがって、これらの出願には、特許査定や公開時には一定の手数料が適用されます。

3) 指定手数料

2009年4月1日より前に欧州段階に移行した出願に対しては、各EPO締約国及びスイスとリヒテンシュタインの共同指定のためにそれぞれ指定手数料を支払います（この手数料の7倍（つまり、EUR 595）が最高額となります）。2009年4月1日以降に欧州段階に移行した出願に対しては、EUR 500の一定の指定手数料が適用されます。この額で全てのEPO締約国の指定が含まれます（この一定手数料は個別の指定に対する明示の取下げとは関係なく支払わなければなりません。また、この一定手数料には、拡張国に欧州特許を拡張するための手数料は含まれません。）

過渡期の手続きの情報を含む詳細は、EPO公報、118頁の「2009年手数料体系に関する2009年1月26日付け欧州特許庁の公示」“Notice from the European Patent Office dated 26 January 2009 concerning the 2009 fee structure”をご参照ください。

http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj009/02_09/02_1189.pdf

公示は以下でも参照可能です。

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/InformationEPO/archiveinfo/20090126.html>

PCT出願人の手引き、国内編、概要（EP）も更新されます。

EPOがISA及び／又はIPEAとして行動するPCT出願の対象の限定

米国の国民又は居住者によって、受理官庁としての米国特許商標庁又は国際事務局に出願された国際出願について、その出願がビジネス方法と関係する請求の範囲を含む場合には、EPOは国際調査及び予備審査を行いません（PCT Newsletter No. 09/2006を参照）。国際特許分類のクラス及びサブクラスで特定した対象の一覧が、欧州特許機構と世界知的所有権機関の国際事務局との取決めの付属書A1に加わりました。次のアドレスからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ep.pdf

イギリス知的所有権庁：再掲載、PCT-EASYモード出願の受理中止について

2009年4月1日から、受理官庁としてのイギリス知的所有権庁（特許庁の運営名称）はPCT-SAFEソフトウェアのPCT-EASYモードを使用したPCT出願を受理しません。したがって、この方法で2009年4月1日以降に出願されたPCT出願は紙出願として扱われ、国際出願手数料全額が必要になります。詳細は、*PCT Newsletter* No. 02/2009 をご参照ください。

PCT-SAFE更新

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの新バージョン（2009年3月1日付け version 3.51.038.214）がPCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm

当該バージョン（“build 214”）は次の変更を行います。

- ポルトガル語版（ユーザインタフェース及び願書様式）、受理官庁としての国際事務局への出願に使用可能（ポルトガル語は2009年1月1日からPCT公開言語です。）
- オーストラリア特許庁に出願された出願に対する管轄国際調査機関として、韓国的知的所有権庁が加わりました。2009年3月1日付けで発効。
- 手数料表の更新（該当する場合には）
- その他の軽微な機能及びグラフィカルユーザインタフェースの改善及びPCTに関する更新

詳細はPCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

PCT Newsletter 索引 2008

2つの別の索引を含む *PCT Newsletter* 2008年索引がPCT関連資料のページにPDFフォーマットで掲載されました。主題ごとにアルファベット順に記載された索引と、国及び官庁ごとにアルファベット順に記載された索引からなります。

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/list.jsp?year=2008>

PCT 期間計算システム

WIPOが作成したPCT期間計算システムがご利用いただけます。これは、PCTに関する重要な期間を計算するウェブに搭載されたシステムです。

<http://www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html>

概要部分に簡単に印刷できる新しい印刷機能が追加され、重要な日を記録できるようになりました。

計算システムの詳細は *PCT Newsletter* No. 03/2006 でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2006/pct_news_2006_3.pdf

委任状の放棄

PCT 規則 90.4(b)及び／又は 90.5(a)(ii)に基づく委任状の提出要件を放棄することを、WIPO に通報した PCT 官庁／機関に関する一覧が仏語及びロシア語で作成されました。

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/waivers.html>

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/waivers.html>

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と欧州特許庁との間の取決めの更新版（2009 年 3 月 1 日発効）（詳細は上記「EPO からのお知らせ」をご覧ください。）、及び、スペイン特許商標庁との間の取決めの更新版（2009 年 2 月 1 日発効）が英語と仏語で掲載されました。この取決めは PCT に基づく国際調査及び国際予備審査機関としてのこれらの官庁の役割に関するものです。

http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html

PCT に関する WIPO ウェビナー

将来のウェビナーに関する情報、記録された過去のウェビナー及びウェビナーに関する技術的な推奨事項を含む、新たなウェブページをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars.html>

PCT in the News

WIPO マガジンの最新版に「事務局長との対話 “Talking to the Director General”」と題するフランス・ガリ WIPO 事務局長のインタビュー記事が掲載されています。その中で、ガリ氏は事務局長としての最初の数ヶ月について述べています。また、ガリ氏は、特許協力条約（PCT）は唯一の世界的な特許出願システムとして、国際特許システムが直面する問題に対する最終的な解決策の一部となるだろう、との考えを示しています。

WIPO マガジンに掲載された記事をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

“related links” メニューの中にある “WIPO Magazine” をクリックすると、WIPO マガジンの全記事をご覧ください。

実務アドバイス

国際調査機関によって発明の単一性の欠如が早期に発見された場合の追加予備審査手数料の支払い

Q: 私の代理している国際出願が単一性の要件を満たしていないと、国際調査機関（ISA）に認められました。2 つの異なる発明を含んでいるので、2 番目の発明に対する調査を行うための費用を満たすため、追加の調査手数料を支払うことを求められました。したがって、追加手数料を支払い、全ての請求の範囲を調査してもらいました。このことから考えて、国際予備審査請求書を提出する場合には、自動的に国際予備審査機関（IPEA）に追加予備審査手数料を支払う必要があるのでしょうか。

A: PCT 規則 13.1 に従って、国際出願は、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するよ

うに関連している一群の発明についてのみ行う必要があります（「発明の単一性の要件」）。ISA が発明の単一性の欠如を認めた場合、特に、IPEA が ISA と同じ官庁であれば、IPEA も単一性の欠如を認める可能性があります。

PCT 規則 68.2 に従って、国際予備審査の段階で、IPEA は 2 番目の発明のために追加手数料を支払うことを求める可能性があります（又は、請求の範囲の減縮）、特に IPEA が ISA と同じ官庁ではない場合、IPEA が単一性に関して異なる結論を出して、追加手数料を支払う必要がなくなるかもしれません。つまり、IPEA が必ずしも追加予備審査手数料の支払いを求めるわけではないことから、自動的に追加予備審査手数料を支払うことはありません。更に、自動的に当該手数料を支払う必要がない他の理由もあります。すなわち、PCT 規則 68.1 に従って、例えば、出願人に求めを行う手続きと比べて、特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第 II 章）（以下「報告」と言う）を出願全体について作成する追加の労力がない、又は、少ない場合、審査官は請求の範囲の減縮又は追加手数料の支払いを求めることなく、2 番目以降の発明を審査することができます。追加の発明について見解書を作成する作業が、調査審査官によって、ほぼ終了していること、及び、どんな場合でも、第 II 章審査官は少なくとも単一性の見解を確認するために独立形式の請求の範囲を検討すること、を考えると、審査官がそのような結論を導くことはあり得ます。また、審査官が追加手数料の支払いを求めるか否かは、国際予備審査で考慮する必要がある補正の程度及び複雑さにも依存します。審査官が追加手数料を求めることなく予備審査の手続きを進める場合、国際出願全体について報告は作成されますが、報告において、発明の単一性の要件を満たしていない旨及びその理由が明記されます。

どのような場合でも、追加手数料の支払いがないことを理由として、IPEA が出願の全ての請求の範囲について審査をしない場合には、PCT 規則 68.2 に基づいて、報告を作成する前に、請求の範囲の減縮又は追加手数料の支払いが求められます。その求めは様式 PCT/IPEA/405 によって行われます。これらの二つの対応のどちらも行わなかった場合、報告は最初の発明のみが対象となります。

したがって、ご質問の場合には、国際予備審査段階でも追加手数料が求められるのかを見極めることができます。また、実務的には、時間を節約するために、国際予備審査請求書を提出するときに、IPEA 審査官に問い合わせることができます。上記したとおり、追加手数料の支払いを求められるか否かは、ISA と IPEA が同じ官庁かどうか、及び、国際予備審査請求書を提出しときに行われた補正の程度に大きく影響されます。

詳細は、国際調査及び審査ガイドラインのパラグラフ 10.76

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe.pdf>

PCT 出願人の手引き、国際段階、パラグラフ 398

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

PCT Newsletter No. 08 及び No. 09/2008 の「実務アドバイス」をご参照ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2009年4月号 | No. 04/2009

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際機関会合

第16回PCT国際機関会合が2009年3月16日から18日まで大韓民国のソウルで開催されました。レポート（発行した後）及び作業文書はWIPOウェブサイトから入手可能です。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/mia/16

この会議で、WIPO事務局長による「PCTの未来“The Future of the PCT”」（PCT/MIA/16/9）という文書が検討されました。この文書は既に官庁の長官、ユーザの代表及びユーザ団体による非公式会合によって議論され歓迎されています。そして、PCTを発展させるためのロードマップについて、官庁の長官が表明した支持を各機関は承認しました。このロードマップは、国際特許システムの主なワークシェアリングの手段として、PCTが国際的な特許保護を獲得するための基幹となることを目的として、作成されたものです。

提案された手段の幾つかには全体的な支持が得られました。

- 国際調査機関として国際調査報告を作成した官庁は、国内段階で、指定官庁として同じ調査を繰り返さない。
- 国際予備審査に追加調査を導入することで、更に有益なものとする。第II章の手続きにおいて、少なくとも1回の見解書及び更なる応答の機会を保証する。
- 国際段階で第三者が情報提供できる制度を導入する。

また、国際報告の内容や様式を含む、国際予備審査の手続きを更に有益なものとし、引き続き行われる国内段階での手続きと更に関連するようにすることが検討されました（作業文書PCT/MIA/16/3及び4）。欧州特許庁は他の国際機関にとって役立つと思われる手続きを紹介しました。その中には、国際調査を行う前に出願人から非公式に説明を受けることや、広域段階で更なる審査を行う前に、特許性に関する国際予備報告に応答することを要求することが含まれます。加えて、PCT第34条に基づく補正を行う場合には、その補正が出願した国際出願に基づいていることを示すことを、出願人に要求する提案が説明されました（作業文書PCT/MIA/16/11）。

更に、国際調査及び予備審査ガイドラインの第21章に記載された品質フレームワークを発展させる提案が議論され、基本的に同意されました（作業文書PCT/MIA/16/2）。現行のガイドラインに規定されるフレームワークを更新する前に、この提案は広範な協議にかけられることとなります。また、指定官庁が国際機関にフィードバックを行うことができるようにする改善した制度については更なる支持が集まりました（document PCT/MIA/16/5）。欧州特許制度において協力関係にある機関は、機関による品質レポートの検査を改善する活動を協調して行うことに同意しました（作業文書 PCT/MIA/16/5 及び 12）。

PCT最小限資料の更新提案（作業文書 PCT/MIA/16/7）について議論され、更に検討するために関係するタスクフォースに差し戻すことになりました。

いかなる場合であっても、補充国際調査を完全に行うのか、全く行わないのかという管轄の問題に加えて、補充国際調査のサービスを提供する機関は、提供する調査の範囲について限定できるようにすべきである、という考え方が基本的に合意されました（作業文書 PCT/MIA/16/10）。この事項について、最も明確化する仕方を国際事務局が検討し、5月に開催されるPCTワーキンググループで議論されることになりました。

国際出願の欠落部分又は要素の引用による補充に関して、起こりうる状況に適切に対応する手続きについては明確な同意はありませんでした（作業文書 PCT/MIA/16/10）。そして、国際事務局が様々な意見を考慮して、受理官庁ガイドラインにおいて、特定の事項を明確化する新たな条文について、いつどのように議論すべきか検討することになりました。

更に、XMLフォーマットの国際出願を効率的に手続きするために、発生する諸問題を検討しました（作業文書PCT/MIA/16/13 及び 14）。検討された事項の中には、パラグラフの差替え方や番号付け、補正された国際出願中に出願の変更箇所を明確にする仕方が含まれます。

また、所定の手数料の換算額を決定する方法を改善することが望ましいことに同意しました（作業文書PCT/MIA/16/6）。詳細は、5月に開催されるPCTワーキンググループで議論されます。

PCT規則 90.4(d) に基づく通知（スペイン特許商標庁）

受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての、スペイン特許商標庁は別個の委任状及び／又は包括委任状の写しを提出するための、PCT 規則 90.4(b) 及び 90.5(a)(ii) に基づく要件を放棄することを国際事務局に通知しました。別個の委任状及び包括委任状の写しが必要とされる特別な場合は次のとおりです。

- (a) 代理人が代理する権限に合理的な疑義がある場合
- (b) 出願時に願書に記載されていない代理人若しくは共通の代表者を選任する場合、若しくは、それらの者によって書類が提出される場合

委任状の放棄についての情報はPCT Newsletter No. 01/2004 に記載されています。また、委任状の要件を放棄することをWIPOに通知した官庁（又は、機関）の一覧は間もなく更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

モンテネグロに対する欧州特許の拡張

欧州特許機構とモンテネグロ政府は、欧州特許のモンテネグロに対する拡張協定に署名しました。協定の発効日は未定で、本年の後半に通知されます。協定が発効すると、未定の日以後に出願された国際出願は、欧州特許出願による保護を拡張し、モンテネグロでの特許取得が可能になります。

詳細は次をご覧ください。

<http://www.epo.org/topics/news/2009/20090216.html>

PCT最新情報

BH : バーレーン（管轄国際調査及び予備審査機関）

EP : 欧州特許庁 (手数料)

欧州特許庁は、指定／選択官庁としての欧州特許庁に支払ういくつかの国内手数料について変更を通知しました。また、拡張手数料の支払いに関する国内手数料の記載を変更し、国内手数料の払い戻しの条件について通知しました。この変更は 2009 年 4 月 1 日に発効します。記載されていない手数料に変更はありません。

国内手数料

出願手数料	変更なし
35 頁を超える頁毎の追加手数料 36 頁以上の各頁について	EUR 12
指定された一以上のEPO締約国のための指定手数料 ¹	EUR 500
各拡張国についての拡張手数料 (欧州特許の アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ又は セルビアへの拡張)	変更なし
請求の範囲の手数料	
– 16 個以上 50 個以下の各請求の範囲について	EUR 200
– 51 個以上の各請求の範囲について	EUR 500

手数料の免除、割引又は払戻し

補充欧州調査報告が、欧州特許庁によって作成された先の調査報告に基づいている場合には、調査手数料は全額又は部分的に払い戻される。

IS : アイスランド (各種手数料の換算額の変更)

JP : 日本 (各種手数料の換算額の変更)

2009 年 6 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に支払う次の手数料及び手数料の減額の内への換算額が変更になります。

国際出願手数料	103,900 円
三十枚を超える用紙毎の手数料	1,200 円
PCT-EASY モード出願の減額	7,800 円
電子出願 (文字コード形式) の減額	23,400 円

ST : サントメ・プリンシペ (一般情報、管轄国際調査及び予備審査機関)

UA : ウクライナ (官庁の名称、ファックス番号、手数料に関する変更)

¹ 指定及び拡張手数料は優先日から 31 ヶ月以内に支払う。拡張手数料は国際出願日が 2008 年 1 月 1 日より前のとき、欧州特許をクロアチアに拡張するために支払うことができる。また、2009 年 1 月 1 日より前のとき、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国に拡張するために支払うことができる。

調査手数料（カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、スウェーデン特許登録庁）

2009年6月15日から、カナダ知的所有権庁によって行われる国際調査のために CHF で支払う換算額が変更になります。また、欧州特許庁によって行われる国際調査のために GBP 及び ISK で支払う換算額が変更になります。

欧州特許庁（EPO）は、欧州特許庁によって行われる国際調査のために支払う調査手数料の払戻しの条件及び額の変更を通知しました。この変更は2009年4月1日より適用されます。

国際出願において優先権が主張されている出願に関して、欧州特許庁が先の調査報告を作成しており、欧州特許庁が国際調査報告をその先の調査報告に基づいて作成した場合、国際出願のために支払われた国際調査手数料は次のとおり払い戻されます。

- － 見解書を伴う調査（欧州調査（EPC第92条）、国際調査（PCT第15条(1)）又は国内出願について国内官庁の代わりに行った調査（BE², CY, FR, GR, IT, LU, MT, NL², TR））

全体的な利益	100%の払戻し
部分的な利益	25%の払戻し

- － 見解書を伴わない調査（国際型調査（PCT第15条(5)）、標準調査、国内出願について国内官庁の代わりに行った調査（BE, CY³, FR, GR³, LU, NL, TR））

全体的な利益	70%の払戻し
部分的な利益	17.5%の払戻し

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)**PCT 規則の修正**

2009年7月1日発効のPCT規則の全条文が英語と仏語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct_regs2009.pdf

PCT 受理官庁ガイドラインの修正

2009年1月1日に発効したPCT受理官庁ガイドラインは多くの変更がされています。ガイドライン（RO/GL/RO/7）はPDFフォーマットで英語及び仏語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ro.pdf>

スペイン語のPCT様式

全ての受理官庁様式がスペイン語で作成され、編集可能なPDFフォーマットでご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/es/forms/ro/index.htm>

様式の翻訳を作成していただいたスペイン特許商標庁に深く感謝いたします。

² 欧州特許庁と当該官庁との取決めによって行われる国際型調査を含む。

³ 2009年1月1日以降EPOに送付された国内出願に関する調査請求に適用される。

PCT in the News

2009年の世界知的所有権の日を記念してWIPOマガジンの特別号が発行されました。WIPOマガジンは次のアドレスからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2009/02/

また、過去にWIPOマガジンに掲載されたPCT関係の記事がご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

ロシア語のPCTセミナー資料

PCTの手続きを網羅したセミナー資料がロシア語でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ru/seminar/basic_1/index.pdf

国内段階移行期限

2009年3月20日付けの国内段階移行期限の英語及び仏語の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time_limits.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/time_limits.pdf

一覧は、指定／選択官庁ごとに、PCT第I章及び第II章に基づく国内（広域）段階へ移行する期限を示しています。

PCT及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧

PCT及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧が2009年3月20日付けで更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

所定のPCT手数料の90%減額の適用

2009年3月20日付けで、所定のPCT手数料の90%減額の適用に関する一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction.pdf

PCT-SME冊子

現在、WIPOは中小企業（SMEs）を特に対象としたPCTシステムの手引きを作成中です。関係する事例研究によって、中小企業のビジネス戦略にどのようにPCTを取り込むのかについて解説します。そこで、PCT-SME冊子の作成のために、中小企業によるPCT利用の成功例を募集しています。成功例には以下の事項が含まれます（限定するものではありません）。中小企業による出願、ライセンス、調査及び特許情報に関する経験及び／又は戦略。ぜひ、成功事例に関する情報を、該当する場合には適切な引用とともに、電子メールでご提供ください。よろしくお願いいたします。

pct.our@wipo.int

手数料の支払い請求に関する注意喚起

PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしておりますが、PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“ODM – Patent Trademark Register” 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されていると思えるか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡ください。

電話番号: +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号: +41 22 338 83 39
 電子メール: pct.infoline@wipo.int

EPO : 新しい料金体系（再掲載）

新たな料金体系が、欧州特許庁（EPO）の広域段階に 2009 年 4 月 1 日以降に移行する国際出願に適用されます。詳細は *PCT Newsletter* No. 03/2009 及び EPO 公報、118 頁の「2009 年手数料体系に関する 2009 年 1 月 26 日付け欧州特許庁の公示」“Notice from the European Patent Office dated 26 January 2009 concerning the 2009 fee structure” をご参照ください。

http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj009/02_09/02_1189.pdf

及び

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/InformationEPO/archiveinfo/20090126.html>

実務アドバイス

国際出願を電子出願した後の文書の提出／通信の方法

Q: 出願人を代理して、PCT-SAFE ソフトウェアを用いて、受理官庁としての国際事務局に国際出願をオンライン出願しました。国際調査報告を受け取ったので、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正書を提出するつもりです。補正書についてもオンラインで提出できるのでしょうか。できない場合には、電子メールに添付することによって提出できるのでしょうか。それとも、まだ紙で提出する必要があるのでしょうか。

A: PCT-SAFE ソフトウェアを用いて国際出願を電子的に出願することは可能です。提出は、オンラインでも、CD-R のような記録媒体を用いても可能です。しかし、その後の書類については同じ方法を用いて提出することはできません。

PCT 規則 89 の 2.2 に従って、PCT 上は、電子的に又はその他の電子媒体を用いて国際出願以外の書類を提出することができることになっています。ただし、出願人が用いることが可能な PCT に基づく文書の送付方法は、その書類を受理する官庁によって決定されます。PCT 第 19 条に基づく補正書は国際事務局 (IB) に送付することになっていますので、その補正書を送付する手段については IB が決定することになります。IB はファクシミリで送付された文書は受理しますが、電子メールによって送付された文書は受理しません。ファクシミリで補正書を提出した場合には、14 日以内に文書の原本 (確認のための写し) を IB に提出する必要があります。この条件は、国際出願や国際出願の補充に関する差替え用紙をファクシミリで送付する場合と同様です。つまり、公開される文書は確認のための写しを送付する必要があります。理由は、通常、確認のための写しはファクシミリよりきれいであることから、OCR により作成されるテキストデータが正確になるためです。

紙による通知の前に、IB は電子メールによって出願人に通知の事前の写しを送付します。なお、受理官庁、国際調査機関及び／又は国際予備審査機関が電子メールによる送付を行う場合には、同様に各機関は電子メールによって事前の写しを送付します⁴。特定の国際出願と関係のない非公式な問い合わせについては出願人から電子メールを用いて行うことが可能です。しかし、特定の国際出願に関する通信や文書は電子メールによって送ることはできません。なぜなら、IB に対する手続き行為として有効とは見なされないからです。そのような手続き行為には、PCT 第 19 条に基づく補正書の提出、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請又は PCT 規則 90 の 2 に基づく取下げ請求が含まれます。なお、現在のところ、電子メールによって送付された文書を受理することを IB に通知した PCT 官庁又は機関はありません。

国際出願以外の、出願人が提出する多くの文書をユーザがアップロードできる電子文書アップロードサービスが、現在、開発中です。提出できる文書には、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正書が含まれます。国際事務局はこのサービスを近いうちに出願人にご利用いただけるようにする予定です。詳細は *PCT Newsletter* No. 01/2009 をご参照ください。

PCT 官庁が文書を受理する手段についての情報は PCT 出願人の手引きの付属書 B に記載されています。また、国際出願自体の提出手段に関する情報は、各受理官庁の、付属書 C に記載されています。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

⁴ 代理人／共通の代表者が電子メールアドレスを通知し、上記官庁／機関によって通知を電子メールで送付することを承認した場合

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2009年5月号 | No. 05/2009

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PATENTSCOPE® 検索サービス

新たな一般向けオンライン ファイル（一件書類）閲覧

2009年1月1日以後に出願された PCT 出願であって、公開された全ての出願について、PATENTSCOPE® 検索サービス経由による、完全なオンライン ファイル閲覧を立ち上げました。これは一般向けの無料のサービスです。国際出願の大部分のファイルの中身はオンラインでご覧いただけます。ただし、PCTによって開示が許容されていない所定の文書は除かれます（特に、国際予備審査に関する文書 –PCT 第 38 条参照– 受理官庁としての国際事務局（IB）に出願人から通知された秘密情報と考えられるもの。例えば、クレジットカード情報。）

PATENTSCOPE® において国際出願を表示した時、“Documents” タブをクリックすることで、ファイルの中身を参照することができます。国際出願のファイル中の特定の文書については（例えば、優先権書類、願書様式（PCT/RO/101）、様式 PCT/IB/304（優先権書類の提出又は送付に関する通知）及び様式 PCT/IB/306（変更の記録の通知））、2009年1月1日以前の国際出願についても PATENTSCOPE® 検索サービスで既に入手が可能です。この新しい完全なサービスでは、上記所定文書／連絡の例外はありますが、出願人から又は出願人へ送られた全ての連絡、また、IBによって発行された、及びその他の国際機関によって発行され IB が入手した全ての通知／様式が閲覧可能になります。

これから2ヶ月間は、PCT 第 21 条(2)(b) に基づき、早期の国際公開が請求されたわずかな出願のみが、この新たなサービスの対象となります。しかし、2009年7月の初め以降に公開日を迎える大部分の出願に対しては、このサービスがご利用いただけることとなります。

新たな国際出願のステータス レポート

2009年4月27日に、新たな国際出願ステータス レポートが PATENTSCOPE® 検索サービスによってオンラインで入手可能になりました。このレポートは、PATENTSCOPE® において国際出願を表示し、“Documents” タブをクリックすることでご覧いただけます。1998年7月以降に出願され、公開された PCT 出願が対象になっています。このレポートには、最新の利用可能なステータス情報及び IB が記録した書誌情報が記載されています。出願人、指定／選択官庁及び第三者向けに、要請に応じて国際出願ステータス レポートは作成されており、次の内容を含んでいます。

- 最新の書誌情報
- 最も重要なステータス情報
- 国際出願や優先権主張の取下げのような、所定の取下げに関する情報
- 利用可能な全ての言語による発明の名称及び要約
- 国際調査報告、国際予備審査報告及び補充国際調査報告に関する情報

モンテネグロ庁に対する所定の手続きの期限

2006年6月3日にモンテネグロの独立宣言が行われたのを受けて、2006年6月3日からPCTは引き続きモンテネグロに適用される旨の宣言が寄託されたことから、モンテネグロは2006年6月3日以後に出願された国際出願において自動的に指定されます。更に、2008年5月28日から、モンテネグロ共和国知的所有権庁が業務を開始し、PCTにおける指定及び選択官庁の役割もその日から開始しました。(モンテネグロの国民又は居住者によって出願された国際出願に関して、PCTにおける受理官庁としての機能は、PCT規則19.1(b)に基づき、WIPOの国際事務局に委託されました。)

国際出願のモンテネグロにおける効果に関する情報はPCT Newsletter No. 12/2008に掲載されています。そして、次の状況の場合には、以下の手続きをモンテネグロ共和国知的所有権庁の業務の開始から1年以内、つまり、**2009年5月28日まで**に行う必要があります。

1. モンテネグロ庁が業務を開始した時に、セルビア・モンテネグロ知的所有権庁又は知的所有権庁（セルビア）に国内移行しており手続きが継続している国際出願については、出願人が次の手続きを行うことで、モンテネグロにおいて国際出願日から有効になります。
 - (a) モンテネグロ庁が業務を開始してから1年以内に権利付与の請求をモンテネグロ庁に提出
 - (b) セルビア・モンテネグロ知的所有権庁又は知的所有権庁（セルビア）に提出した出願及び添付書類の写し、及び以前に提出した官庁による出願の受理証明をモンテネグロ庁に提出
 - (c) 所定の手数料の支払い

2. 知的所有権庁（セルビア）に国内移行しておらず、2006年6月3日にPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間が終了していなかった国際出願については、出願人が次の手続きを行うことで、モンテネグロにおいて国際出願日から有効になります。
 - (a) モンテネグロ庁が業務を開始してから1年以内、若しくは第22条又は第39条(1)に基づく期間内のうち、遅く終了する期間内に、権利付与の請求をモンテネグロ庁に提出
 - (b) 該当する場合には、出願の翻訳文のモンテネグロ庁への提出
 - (c) 所定の手数料の支払い

なお、国際出願に基づいて、セルビア・モンテネグロ知的所有権庁によって2006年6月3日より前に与えられた権利は保護の期間又は維持手数料が支払われている期間が満了するまで有効です。これには追加の登録や追加手数料の支払いは必要ありません。また、国際出願に基づいて、知的所有権庁（セルビア）によって2006年6月3日以後であってモンテネグロ庁の業務が開始する前に与えられた権利は保護の期間又は維持手数料が支払われている期間が満了するまで有効です。これには追加の登録や追加手数料の支払いは必要ありません。

詳細はモンテネグロ庁にご連絡ください。

Intellectual Property Office
Bulevar Revolucije 5
Podgorica
Montenegro
電話番号: (+382 20) 24 64 99
ファクシミリ番号: (+382 20) 24 64 96
電子メールアドレス: ziscg@cg.yu
インターネットアドレス: <http://www.gov.me>

PCT最新情報

- BA : ボスニア・ヘルツェゴビナ (所在地及びあて名、電話及びファクシミリ番号の追加)
- BR : ブラジル (出願言語に関する変更)
- CA : カナダ (電話及びファクシミリ番号の変更)
- CN : 中国 (手数料に関する通知)
- IL : イスラエル (所在地の変更)
- JP : 日本 (各種手数料の換算額の変更)

2009年7月1日から、受理官庁としての日本国特許庁に支払う次の手数料及び手数料の減額の円への換算額が変更になります。

国際出願手数料	116,300 円
三十枚を超える用紙毎の手数料	1,300 円
PCT-EASY モード出願の減額	8,700 円
電子出願 (文字コード形式) の減額	26,200 円

- LC : セントルシア (電子メールアドレスの変更)
- MD : モルドバ共和国 (手数料に関する変更)
- RS : セルビア (手数料に関する変更)
- SE : スウェーデン (手数料の換算額に関する変更)

調査手数料 (日本国特許庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁)

日本国特許庁が行う国際調査のために、受理官庁としての国際事務局へ支払う手数料の次の換算額が変更になります。2009年7月1日から CHF で支払う換算額及び 2009年7月15日から EUR 及び USD で支払う換算額。

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

PCT 規則の修正

2009年1月1日発効及び2009年7月1日発効のPCT規則全条文のスペイン語確定版がご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs2009.pdf

実施細則の修正

2009年7月1日に発効する実施細則の英語版及び仏語版がPDFフォーマットでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai_july2009.html

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai_july2009.html

編集可能なフォーマットの願書様式

英語及び仏語の願書様式（PCT/RO/101）の2009年7月版が編集可能なPDFフォーマットでご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/july_2009.html

http://www.wipo.int/pct/fr/forms/july_2009.html

優先権の回復に関する一覧

PCT規則26の2.3及び49の3.2に基づいて、国際事務局が受理した、受理官庁及び指定官庁による優先権の回復に関する情報の概要一覧の英語版及び仏語版が更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/restoration.html>

ロシア語についても間もなく更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/restoration.html>

PCT統計

国際特許制度 2008 – PCT 年次報告：進展と業績

2008年のPCT活動の上記報告には、PCT出願の統計（上位出願国の出願件数、上位出願人の出願件数、技術分野毎の出願件数を含む）及び国内移行情報の統計、そして、国際特許制度の業績に関する統計が示されています。英語の報告がHTMLフォーマットでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/activity/pct_2008.html

PDF版、仏語及びスペイン語への翻訳は準備中です。間もなくご覧いただけるようになります。

手数料の支払い請求に関する注意喚起

PCTニュースレターで再三注意していただくようお願いしておりますが、PCTの出願人や代理人がWIPOの国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手数料はPCT上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IBFTPR Service – Register of International Patent Application”名、及び“IRTP – International Register for Trademark & Patent”名の新たな請求書が確認されました。

PCTユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されていると思えるか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡ください。

電話番号: +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号: +41 22 338 83 39
 電子メール: pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

国際調査報告を作成しない旨の宣言：後に出願した関係する他の PCT 出願で取れる可能な手続き

Q: 類似の発明について、いくつかの PCT 出願をしました。その PCT 出願では、調査を行うために同一の国際調査機関 (ISA) を選択しています。これらの中で最初に行った出願について、国際調査報告 (ISR) を作成しない旨の宣言を ISA から受け取りました。理由は、ISA が調査しない対象に関する出願だったということです。この出願について、調査手数料の払戻しを受けることは可能でしょうか。また、その他の出願についても、ISR を得ることができない恐れがあることから、対象を変更するために請求の範囲を補正することは可能でしょうか。できないのであれば、当初、国際調査を行うために選択した ISA を、関係する対象を調査する ISA に変更することは可能でしょうか。

A: ISA が有意義な調査ができないと認めた場合に、PCT 第 17 条(2)(a) に基づき、ISR を作成しない旨の宣言がされます。PCT 規則に基づき、ISA が調査する必要がなく、特に、調査しないことを決定した対象に関する国際出願の場合には、有意義な調査ができないと認められます (PCT 第 17 条(2)(a))。ISA は適用される国内/広域法の条文に基づき、国内/広域の特許付与手続きが適用される対象のみを調査することがあります。ISA が調査しないと決めることができる対象の一覧は、PCT 規則 39.1 に規定されています。特定の ISA によって調査されない対象に関する情報は、PCT 出願人の手引きの付属書 D の関係頁でご覧いただけます。詳細については、関係する ISA に直接お問い合わせください。国際出願を出願する前に、選択希望の ISA によって調査されない対象を確認することをお勧めします。

調査手数料の払戻しについては、ISR が作成されないことは ISA が調査手数料を払い戻す理由に該当していません。調査手数料が払い戻される事例は、PCT 規則 16.2 に記載されています。各 ISA で適用される払戻しの条件については、PCT 出願人の手引きの付属書 D の関係箇所をご参照ください。

選択した ISA が特定の対象を調査しないことによって、その ISA による ISR が作成されなかったとしても、そのことが、補充国際調査を行う ISA の一つにより、補充国際調査が行われることを請求する妨げにはなりません。しかし、ISA が ISR を作成しない旨の宣言を行い、その宣言が、補充国際調査を開始する前に、補充国際調査機関で利用することができる場合には、

補充国際調査機関は補充国際調査報告を作成しないことを決定することができます（PCT規則 45 の 2.5(e)）。補充国際調査の請求に関する詳細は、*PCT Newsletter* No. 12/2008 をご参照ください。

PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正は、ISR が作成されないと提出できないことから、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正によって、この問題を解決することはできません。国際予備審査請求書を提出した場合には、PCT 第 34 条(2)(b) に基づいて、請求の範囲を補正することが可能ですが、国際予備審査機関は、調査された請求の範囲のみを審査すれば足ります（PCT 規則 66.1(e) 参照）。PCT 第 28 条(1) 及び第 41 条(1) に基づき、指定及び選択官庁において出願を補正する機会が与えられますが、補正は国際出願の出願時における開示の範囲を超えてはいけません。

関係する他の PCT 出願に関しては、ISR を受理する前に PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正を行うことはできませんし、もし、ISA が ISR は作成されない旨の宣言を行った場合には、それらの出願についても補正書を提出することはできません。ISA の選択の変更について PCT は特に規定していませんが、PCT 受理官庁ガイドラインの paragraph 115 には、二以上の ISA が国際調査を行う権限を有する場合には、調査用写しが ISA に送付される前であれば、機関の選択を変更できるとあります。

ISRが作成されていないこと自体は、国際出願の有効性に何ら影響がありません。公開や指定官庁への送付などの手続きは継続されます。ISAが作成されないことの影響についての詳細は*PCT Newsletter* No. 10/2007 の実務アドバイスをご覧ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2009年6月号 | No. 06/2009

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT NEWSLETTER: PCTユーザー向けに最新情報を提供して15年

PCT Newsletter の発行を始めて15年が経過しました。創刊号は1994年3月に定期購読用の紙の出版物として発行されました。1997年1月には、WIPO ウェブサイトに初めて無料で掲載されました。2008年1月からは、WIPOの多くの他の出版物の発行方針に合わせて、紙版及び定期購読料を廃止し、電子版のみのNewsletterを発行することにしました。それ以降、PDF フォーマット（特に、印刷に適している）、及び、HTML フォーマット（リンク付き）にて発行されています。過去の号についてはPDF フォーマットで掲載されています。現在までに184号出版され、その中、138号分（つまり、1998年1月以降の全出版号）が検索可能な年毎の総集編として、次のアドレスでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/year.jsp>

PCT Newsletter の読者から、Newsletter の内容及び形式について、いつでもご意見（特に、「実務アドバイス」についての提案）を募集しておりますが、この機会に、今後のNewsletter についての読者からのご意見及びご提案を募集いたします。送り先は、WIPO の PCT Legal Division になります。

電子メール： pct.legal@wipo.int

ファクシミリ： (41-22) 910 00 30

2009年7月1日に発効するPCT手続きの変更

PCT 規則の変更

PCT 同盟総会は、2009年7月1日に発効するPCT 規則修正を2008年の9月に採択しました。それには次の修正が含まれます。

- 受理官庁が誤って国際出願日を認めた場合であって、PCT 第14条(4)に基づく宣言を行う場合に、受理官庁が行う手続きを明確化しました。
- PCT 第19条及び／又は第34条に基づく請求の範囲の補正を提出する場合に、現在の規定である、先に提出した用紙と異なる請求の範囲の用紙のみについて差替え用紙を提出することに代えて、請求の範囲の完全な一式について提出することが新たな要件となりました（修正されたPCT 規則46.5及び66.8(c) 参照）。

2009年7月1日発効の修正されたPCT 規則のみからなる、英語、仏語、スペイン語の条文は、次のアドレスでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/update274_2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/update274_2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/update274_2009.pdf

2009年7月1日発効の上記言語のPCT 規則全文は、次のアドレスでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct_regs2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs2009.pdf

PCT 実施細則の修正

ヌクレオチド又はアミノ酸の配列リスト（以下「配列リスト」という）の提出に関して、PCT 実施細則の多くが修正されました。これらの修正も 2009 年 7 月 1 日から発効します。そして、これらの修正には、第 101 号、第 207 号、第 208 号、第 513 号、第 610 号、第 702 号、第 707 号及び第 713 号、付属書 C 及び付属書 F（別表 III 及び IV を含む）の修正、及び、第 8 部及び付属書 C の 2 の削除があります。

これらの修正によって次のように変わります。

- ミックスドモード（mixed mode）による配列リストの出願はできなくなります。
- 電子形式で出願された国際出願の一部として付属書 C/WIPO 標準 ST.25 のテキストフォーマットに従い提出された配列リストに対しては、用紙毎の手数料は不要になります。
- イメージフォーマット（例えば、PDF フォーマット）又は紙形式で提出された配列リストの全ての頁に対して、用紙毎の手数料が必要になります。
- 配列リストに関するテーブルのための用紙毎の手数料の恩恵はなくなります。テーブルがどのように提出されたかに関係なく、配列リストに関するテーブルを含む頁は、明細書の通常の頁として計数されます。

用紙毎の手数料の変更に加えて、特に、次の修正があります。

- 国際出願の用紙の配列及び番号付け（第 207 号）
- 国際調査のために提出される ST.25 テキストフォーマットの配列リストの写しの利用（第 513 号）
- 実施細則の付属書 C 及び WIPO 標準 ST.25 の関係の明確化（第 101 号、第 208 号、第 513 号及び第 610 号、付属書 C 及び付属書 F）
- ミックスドモードによる配列リスト出願の選択肢を廃止（第 702 号及び第 713 号、及び、第 8 部及び付属書 C の 2 の削除）
- 物理媒体を用いた電子形式の配列リストの提出要件を明確化（付属書 F）

全ての修正は 2009 年 7 月 1 日以降に出願された国際出願に適用されます。

2009 年 7 月 1 日発効の実施細則（PCT/AI/9）及び付属書 F（PCT/AI/ANF/4）は WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai_july2009.html

願書様式の修正の説明

PCT Newsletter No. 05/2009 でお知らせしたとおり、願書様式（PCT/RO/101）が改訂され、2009 年 7 月 1 日に発効します。修正は、その日から実施される次の変更点のために行われます。ミックスドモード配列リスト出願の廃止、テキストフォーマットによる配列リストの新たな手数料の恩恵、及び、扱いの変更、用紙毎の手数料の計算に関して、配列リストに関するテーブルの計算。これらの変更点のために、第 IX 欄のチェックリストの構造及び内容が変更され、願書様式の手数料計算用紙も変更されます。

英語版の願書については、様式の最後の用紙が他に二種類用意されています。一方は、“CHECK LIST for PAPER filings” と題名が付いており、出願人が紙形式の国際出願を出願することを望む場合に使用します。もう一方は、“CHECK LIST for EFS-Web filings” と題名が付いており、出願人が、受理官庁としての米国特許商標庁（USPTO）に対して、USPTO の電子出願システム EFS-Web 経由で、願書様式をオンラインで出願することを望む場合に使用します。様式のこの部分への記入に関する詳細な説明は、願書様式に添付されている記

載要領 (NOTES) にあります。

願書様式の英語及び仏語の改訂版は、編集可能な PDF フォーマットで次のアドレスからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/july_2009.html

http://www.wipo.int/pct/fr/forms/july_2009.html

変更に合わせて、PCT-SAFE ソフトウェアは間もなく更新されます。

パワーポイント資料

2009年7月1日発効のPCT規則、実施細則の修正、及び、その他の実務の変更について概説するパワーポイント資料がご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2009practice_changes.ppt

特許協力条約及び規則の条文集 (紙版)

PCT Newsletter No. 01/2009 でお知らせしたとおり、2009年1月1日発効の英語及び仏語の特許協力条約及び規則の条文集 (紙版) (WIPO 出版 No.274) は既に出版されております。加えて、今回、2009年1月1日発効のスペイン語版が出版されました。

2009年7月1日に発効するPCT規則の修正箇所が少ないことから、2009年7月1日の更新に対応するために、上記三言語によるWIPO出版No. 274を印刷する予定は今のところありません。その代わりとして、PCTユーザの利便性を考えて、2009年7月1日発効の修正条文のみを含んだ冊子が印刷できます。そして、冊子を適切な大きさに切り、条文集 (紙版) の特許協力条約及び規則の中に挟むことができます。この冊子はPCT関連資料のページから印刷できます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/update274_2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/update274_2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/update274_2009.pdf

特許協力条約及び規則のドイツ語の条文集 (紙版) を更新するために、2009年1月1日発効のPCT規則が記載された同様な更新用冊子が、PCT関連資料のページから印刷できます。

http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/update274_2009.pdf

また、2009年7月1日発効の英語、仏語及びスペイン語のPCT規則の全文が、PCT関連資料のページでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct_regs2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs2009.pdf

PCTワーキンググループ

PCTワーキンググループの第二回会合が2009年5月4日から8日までジュネーブにて開催されました。

ワーキンググループにおいて、PCT システムの将来の発展のための色々な提案が検討されました。それらの提案には、現在の法的枠組みにおいて、本質的に PCT の使い勝手を向上するための、国際事務局によるロードマップ草案（作業文書 PCT/WG/2/3）、及び、国際調査及び予備審査の手続きのタイミング及び方法を色々変えることによって、それらを改善するための、日本提案（PCT/WG/2/8）、大韓民国提案（PCT/WG/2/11）、米国提案（PCT/WG/2/12）が含まれます。

ワーキンググループは、PCT 条文の現在の法的枠組み内で、PCT システムは更に効果的に機能することができるし、機能すべきであることを合意しました。そして、如何なる変更も次のようにすべきことが同意されました。

- 徐々に行われるべき。
- 締約国が、特許性に関する実体的な条件を規定、解釈及び適用できる自由に影響を与えるべきではない。また、実体特許法のハーモナイゼーション又は国内の調査及び審査手続きのハーモナイゼーションを目指すべきではない。
- 様々な懸念を考慮すべき。
- 更なる詳細な調査及び全ての利害関係グループとの協議によって裏付けされるべき。

2010 年の前半に開催予定の次回ワーキンググループによって、色々な関係する調査及び提案と共に、これらの事項は更に検討されることとなります。

ワーキンググループは、所定の PCT 手数料についての減額のための適格基準について議論しました（PCT/WG/2/4）。そして、将来のための調査を提示することを国際事務局に求めました。その研究には、中小企業及び大学のための可能な手数料減額が含まれます。

ワーキンググループは、2009 年 9 月/10 月に開催される次期 PCT 同盟総会において、PCT 規則と同盟総会の指針の次の修正提案が採択できるように、これらの提案を承認しました。よって、これらの提案は PCT 同盟総会に提出されることとなります。

- (a) 出願人に第 19 条及び第 34 条に基づく補正の根拠を示すことを求める（PCT/WG/2/9）。
- (b) 所定の手数料の換算額を決定する手続きに関する効率の明確化及び改善（PCT/WG/2/2）。
- (c) 国際調査機関が補充国際調査サービスに関して行うことができる限定の種類を明確化（PCT/WG/2/10）。

また、完全な電子形式で出願された国際出願に関して、訂正を行う場合の要件（差替え用紙を提出することに代えて）について（PCT/WG/2/7）更なる議論を行いました。そして、書面による協議手続きによって議論を継続することに合意しました。

国内移行の際に用いることが可能な国際様式の作成提案（PCT/WG/2/5）について議論した結果、議長は、現時点で、この提案に関して、今後の作業についての同意は得られなかったと結論付けました。

議長による総括（PCT/WG/2/13）及び今次会合のレポート草案（PCT/WG/2/14 Prov.）は WIPO ウェブサイトの作業文書が掲載されているページから入手することができます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/2

欧州特許条約

サンマリノの加入

サンマリノが欧州特許条約（EPC）の加入書を2009年4月21日に寄託し、2009年7月1日から当該条約に拘束されます。この加入によってEPC加盟国は36となります。

したがって、2009年7月1日以降に出願された国際出願は、国内特許に加えて、欧州特許としてサンマリノの指定を含むこととなります（2009年7月1日より前に出願した国際出願は、国内特許としてサンマリノの指定は含みませんが、**欧州特許としてサンマリノの指定を含みません**ので気を付けてください。）。

更に、2009年7月1日から、サンマリノの国民及び居住者は、特許商標庁（サンマリノ）及びWIPOの国際事務局に加えて、受理官庁としての欧州特許庁（EPO）に国際出願を出願することができます。

サンマリノのEPCへの加入に関する詳細はEPOウェブサイトに掲載されています。

<http://www.epo.org/patents/updates/2009/20090508.html>

（PCT出願人の手引き、付属書B1（SM）、B2（EP）及びC（EP）の更新）

改正PCT規則と国内法令との不適合通知の取下げ

FR フランス（PCT規則26の2.3(j)）

国立工業所有権機関（フランス）はPCT規則26の2.3(j)（受理官庁による優先権の回復）と国内法令との不適合を通知していました。これらの規則は2007年4月1日に発効したものです。この度、受理官庁としての国立工業所有権機関（フランス）はその通知を2009年6月1日から取下げること国際事務局に通報しました。よって、その日以降、PCT規則26の2.3(a)から(i)は当該機関に適用されます。

更に、国立工業所有権機関（フランス）は、優先権の回復の基準として「相当な注意」を適用すること、及び、優先権の回復請求手数料がEUR150であることを国際事務局に通報しました。

この変更はPCT出願人の手引きの付属書C（FR）及び「優先権の回復」「PCT留保、宣言、通知及び不適合」の一覧に反映されます（「インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報」の「更新された一覧」参照）。

PCT最新情報

CL : チリ（管轄国際調査及び予備審査機関の特定）

DK : デンマーク（国内移行の期限及び必要な翻訳文についての変更）

PCT出願をデンマークに国内移行した場合、フェロー諸島及びグリーンランドに対して特別の期限が適用され、優先日（優先権が主張されていない場合には、国際出願日）から20ヶ月が期限となります。そして、国際予備審査請求書が優先日から19ヶ月の期間内に提出された場合には、グリーンランドに対しては優先日から30ヶ月が国内移行期限になりますが、フェロー諸島については優先日から20ヶ月が期限となることを、デンマーク特許商標庁は国際事務局に通報いたしました。

デンマークのその他の領地に関しては、優先日から 31 ヶ月が期限となります。この期限は 2 ヶ月間延長が可能です。

詳細についてはデンマーク特許商標庁にお問い合わせいただくか、デンマーク特許商標庁のホームページをご覧ください。

<http://www.dkpto.org/business-services/information-regarding-pct-applications.aspx>

PCT Newsletter No. 02/2009 に掲載した情報は、この説明に置き換えられます。

また、必要な翻訳文に関しても変更があります。翻訳文はデンマーク語若しくは英語で提出することが可能ですが、フェロー諸島及び／又はグリーンランドにおいて保護を求める場合には、出願人はデンマーク語の翻訳文を提出することが必要です。

- ES : スペイン (手数料の変更)
- GB : 英国 (所在地の変更)
- IL : イスラエル (あて名の変更)
- IS : アイスランド (手数料の換算額に関する変更)
- IT : イタリア (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)
- ZA : 南アフリカ (手数料の換算額に関する変更)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

2009 年 8 月 1 日から、次の官庁によって行われる国際調査のために支払う手数料の次の換算額が変更になります。

欧州特許庁	ISK
北欧特許機構	ISK
スウェーデン特許登録庁	ISK

2009 年 8 月 15 日から、次の官庁によって行われる国際調査のために支払う手数料の次の換算額が変更になります。

欧州特許庁	NOK, NZD
日本国特許庁	KRW
北欧特許機構	NOK
スウェーデン特許登録庁	NOK
米国特許商標庁	ZAR

2009 年 9 月 1 日から、次の官庁によって行われる国際調査のために支払う手数料の次の換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	KRW
欧州特許庁	ZAR

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

PCT 規則

英語、仏語及びスペイン語の 2009 年規則変更

前記「2009 年 7 月 1 日に発行する PCT 手続きの変更」を参照

ドイツ語の 2009 年 1 月確定版及び 2009 年 7 月暫定版

2009 年 1 月 1 日発効のドイツ語の PCT 規則の暫定版全文が確定版に置き換えられました。

http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs.pdf

2009 年 7 月 1 日発効のドイツ語の暫定版をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs2009.pdf

ポルトガル語の 2009 年 1 月確定版及び 2009 年 7 月暫定版

2009 年 1 月 1 日発効のポルトガル語の PCT 規則の暫定版全文が確定版に置き換えられました。

http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs.pdf

2009 年 7 月 1 日発効のポルトガル語の暫定版をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs2009.pdf

パワーポイント資料

前記「2009 年 7 月 1 日に発行する PCT 手続きの変更」を参照

PCT 手数料の減額に関する情報

2009 年 2 月 1 日以降、次の条件を満たせば、国際調査機関としてのスペイン特許商標庁に支払う調査手数料の 75%の減額を受けることができます。出願がスペインにされ、出願人が次に該当する国の国民及び居住者である自然人又は法人であることが条件となります。その国は、欧州特許条約の加盟国ではなく、世界銀行によって低所得、低中所得及び上中所得（“upper-middle-income”）経済として挙げられている国となります。出願人が複数いる場合には、全ての出願人がこの条件を満たす必要があります。そして、この減額に関する国が新しい一覧として掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/fees/oeprm_fee_reduction.html

例が記入されているスペイン語の願書及び国際予備審査請求書

スペイン語の 2008 年 7 月版の願書様式（PCT/RO/101）及び国際予備審査請求書様式（PCT/IPEA/401）に例が記入されたものが、PDF フォーマットでご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/es/forms/request/filled_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/forms/demand/filled_demand.pdf

更新された一覧

優先権の回復

PCT 規則 26 の 2.3 及び 49 の 3.2 に基づく、受理官庁（RO）及び指定官庁（DO）による優先権の回復に関する、英語、仏語、ロシア語の一覧が更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/restoration.html>

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/restoration.html>

PCT 留保、宣言、通知及び不適合

英語、仏語、ドイツ語、ロシア語及びスペイン語の PCT 留保、宣言、通知及び不適合の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/reservations/res_incomp.html

http://www.wipo.int/pct/de/texts/reservations/res_incomp.html

http://www.wipo.int/pct/es/texts/reservations/res_incomp.html

http://www.wipo.int/pct/ru/texts/reservations/res_incomp.html

PCT ウェビナー

PCT ウェビナーのページが更新されました。英語による「PCT-SAFE 電子出願」及びロシア語による「PCT 関係の最新情報」について、記録されたウェビナー及びパワーポイント資料がご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars.html>

実務アドバイス**国際出願日を認めた後に、受理官庁によって取り下げられたとみなされた国際出願**

Q: 6週間前に受理官庁から国際出願の受理と、その出願の国際出願日が認められたことが通知されました。しかし、その後、受理官庁から PCT 規則 29.4 に基づく通知を受け取りました。その通知は、PCT 第 14 条(4) に基づき、PCT 第 11 条(1)(i) を満たさないことから国際出願を取り下げられたとみなす旨の宣言を行う意図であることを知らせるものです(つまり、出願人が PCT 締約国の国民又は居住者ではないので、国際出願を出願する資格を欠いているというものです)。通知から 1 ヶ月以内に、出願人が出願する資格を有することを、受理官庁が認めるような抗弁ができない場合、国際出願は取り下げられたとみなされてしまいます。この点検は、受理官庁が国際出願日を認める前に、受理官庁によって行われるべきものであったのではないのでしょうか。国際出願後、かなり時間を経ってから、既に認められた国際出願日を後で奪うことはできるのでしょうか。

A: 確かに、国際出願を受理した際に、受理官庁は国際出願日を認める要件を満たしているか点検する必要があります。その要件には、出願人が、受理官庁に国際出願をする資格を、住所又は国籍上の理由により明らかに欠いていないことが含まれます(PCT 第 11 条(1)(i) 及び PCT 受理官庁ガイドライン、パラグラフ 39 及び 40)。しかし、受理の際に、この欠陥、又は、PCT 第 11 条(1) のその他の欠陥を受理官庁がまれに見逃し、誤って、その出願に国際出願日を認めることがあります。そして、その後、PCT 第 14 条(4) に基づき、受理官庁は、その出願が取り下げられたとみなす旨を宣言することができます。なお、PCT 規則 29.3 に基づき、受理官庁が欠陥を見逃した場合であって、国際事務局若しくは国際調査機関が欠陥を発見し、受理官庁が PCT 第 14 条(4) に基づく認定を行うべきであると認めると、関係する事実について受理官庁の注意を喚起することになります。

受理官庁は、国際出願日から 4 ヶ月以内に、PCT 第 11 条(1)(i) から(iii) までに掲げるいずれかの要件を国際出願日において満たしていなかったことを発見することが必要です。4 ヶ月の期間の満了後は、受理官庁はこの問題を、もはや持ち出すことはできません。

国際出願が取り下げられたと見なす旨の宣言を行う前に、受理官庁は、そのような宣言を行う意図及び理由を出願人に通知します(PCT 第 14 条(1)(b) 参照)。現在の PCT 規則では、出願人は通知から 1 ヶ月以内に抗弁を提出する必要があります。なお、2009 年 7 月 1 日からは、出願人が抗弁を提出できる期間が、上記宣言を行う受理官庁の意図の通知の日から 1 ヶ月だったものが、2 ヶ月へと延長されます。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2009年7-8月号 | No. 07-08/2009

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

7月及び8月の合併号

例外的に、今回は PCT Newsletter の合併号となります。8月単体では発行されません。しかし、9月号の発行前に、PCT ユーザが知っておくべき重要な PCT ニュースが発生した場合には、PCT 電子メール更新サービスによって、その情報をお知らせします。PCT 電子メール更新サービスは、PCT Newsletter の各号が掲載されたことを PCT ユーザに通知したり、その他の臨時のお知らせを行うのに使用されています。このサービスの提供を受けていない方は、無料でお申込みできます。

<http://www.wipo.int/lists/subscribe/pct-general>

更に、PCT セミナーカレンダー及び PCT 手数料表は、8月については、継続的に更新されます。次のアドレスをご確認ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

国立工業所有権機関（ブラジル）の国際調査及び予備審査機関としての機能の開始

2007年10月のPCT同盟総会によって、国立工業所有権機関（ブラジル）は、PCTにおける国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）に選定されました。この度、当該機関は2009年8月7日からISA及びIPEAとしての機能を開始することをWIPOに通報しました。ISA及びIPEAとしての当該機関に対して支払う手数料の情報については、英語版PCT Newsletter の「PCT最新情報」（“PCT Information Update”）をご覧ください。また、ISA及びIPEAとしての当該機関のその他の情報については、PCT出願人の手引きの附属書D及びEに間もなく掲載されます。

実施細則の更なる修正

PCT Newsletter 2009年6月号（No. 06/2009）でお知らせし、また、2009年5月14日付け公示（PCT 公報）に掲載された PCT 実施細則の修正に加えて、第102号、第102号の2、第204号、第205号、第312号、第417号、第707号の修正が2009年7月1日付けで発効しました。この修正は2009年7月1日に発効した PCT 規則の修正を考慮して行われたものです。また、明確化や訂正のための修正も含まれます。修正は2009年7月2日付け公示（PCT 公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

修正に従い、実施細則の全文も更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html#ai>

公開スケジュールの変更**2009年9月11日の公開**

2009年9月10日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、その日に通常公開されるPCT出願及びその日に通常公開される公示（PCT公報）が2009年9月11日（金）に公開されます。

その結果、PCT出願の技術的準備が完了する日が通常の公開日の15日前より早まり、2009年8月26日（水）となります。したがって、国際公開に反映させたい変更は2009年8月25日（火）の24時までに国際事務局に受理される必要があります。

2009年9月24日の公開

2009年9月10日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、2009年9月24日（木）に公開されるPCT出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2009年9月8日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である2009年9月9日（水）の代わり）。従って、国際公開に反映させたい変更は2009年9月7日（月）の24時までに国際事務局に受理される必要があります。

PCT最新情報

- CA : カナダ（手数料の換算額に関する変更）
- CL : チリ（管轄国際調査及び予備審査機関の追加）
- FI : フィンランド（電子形式の国際出願に関する要件及び実務の変更）
- GB : 英国（手数料に関する変更）
- IL : イスラエル（手数料に関する変更）
- KR : 大韓民国（ファクシミリの使用に関する変更）
- PE : ペルー（受理官庁の機能及び管轄国際機関に関する通知）
- ZA : 南アフリカ（手数料の換算額に関する変更）

調査手数料（オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、韓国知的所有権庁、米国特許商標庁）

2009年9月15日から、次の官庁によって行われる国際調査のために支払う手数料の次の換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	USD
韓国知的所有権庁	SGD, USD

2009年10月1日から、次の官庁によって行われる国際調査のために支払う手数料の次の換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	EUR, SGD
カナダ知的所有権庁	USD
欧州特許庁	USD
米国特許商標庁	EUR, NZD

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料（国立工業所有権機関（ブラジル））**国際予備審査に関する手数料（国立工業所有権機関（ブラジル））**

PCT-SAFE更新

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの新バージョン（2009年7月1日付け version 3.51.041.217）が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm

当該バージョン（“build 217”）は次の変更を行います。

- 2009年7月の配列リストに関する実施細則の変更を反映させるために、ソフトウェアの機能と願書様式を修正しました。
- PCT-SAFE の中国語版がメインのリリースに統合されました。
- 新たな PCT 締約国の追加、チリ (CL) (2009年6月2日発効) 及びペルー (PE) (2009年6月6日発効)、また、欧州特許条約の新たな締約国、サンマリノ (SM) (2009年7月1日発効)
- 電子形式の願書様式の書類記号に用いることができる記号をアルファベット、アラビア数字及びハイフン (-) に限定しました。
- 手数料表の更新
- その他の軽微な機能及びグラフィカル・ユーザ・インターフェースの改善及び PCT に関する更新

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

現在インストールしている PCT-SAFE を未更新の出願人は、配列リストに関する修正に対応するための解決方法について、この号の「実務アドバイス」の下から2番目のパラグラフをご覧ください。

PATENTSCOPE® 検索サービス (www.wipo.int/pctdb)

XML フォーマットで電子的に出願された国際出願の韓国語及び英語によるテキスト検索機能の開始

2009年7月2日から、PATENTSCOPE® 検索サービスは、XML フォーマットで電子的に出願された国際出願に対して、韓国語及び英語によるキーワード検索機能を追加しました。

- 2009年1月1日以降に韓国知的所有権庁を受理官庁とした韓国語又は英語の出願
- 日本国特許庁を受理官庁とした英語の出願（2008年7月3日に、日本語で電子的に出願された国際出願についてはテキスト検索が可能になっています。PCT Newsletter 2008年6月号 (No. 06/2008) 参照）。

検索可能なテキストデータには、2009年7月2日以降に公開される上記条件を満たす国際出願の明細書及び請求の範囲が含まれています。国際出願に対して、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正又は PCT 規則 26、37.2 及び 91 に基づく訂正がされた場合には、国際出願の XML データは更新されます。

テキスト検索は次の言語について可能です。英語、仏語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語。しかし、アルファベットを用いている言語（英語、仏語、ドイツ語、スペイン語）については、原本が XML フォーマットでない場合には、文書をスキャンして OCR を行うことで、検索可能なテキストフォーマットを作成しています。したがって、このフォーマット

は原本と不一致な場所を含むことがあり、法的な価値を与えることはできません（文書の最初に、該当する場合には、テキストが OCR によって作成されたことが明記されます）。スキャンされたイメージを含む、文書の PDF 版が法的文書（Legal text）になります。

新たな PCT 国内移行情報

PATENTSCOPE® 検索サービスにおいて、シンガポール及びベトナムの PCT 国内移行情報が加わりました。この結果、国内移行情報を提供している官庁の数は 36 になります。国際出願が国内／広域段階に移行した情報及びその他の国内／広域段階に関する情報は、個別の国際出願の“national phase” タブをクリックすることでご覧いただけます。これらの情報は、指定若しくは選択官庁が、国際事務局に対し関係する情報を提供している場合のみご利用いただけます。このサービスが対象としている国及び日付の一覧は次ぎのアドレスをご参照ください。

<http://www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp>

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

PCT 統計

「PCT 統計」の記事参照

PCT 規則

ドイツ語、日本語、ポルトガル語の 2009 年 7 月 1 日付け全文

2009 年 7 月 1 日発効のドイツ語及びポルトガル語の PCT 規則の暫定版全文が確定版に置き換えられました。

http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs.pdf

http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs.pdf

また、2009 年 7 月 1 日発効の日本語の PCT 規則全文もご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/pct_regs.pdf

PCT 様式

願書様式（PCT/RO/101）

2009 年 7 月版願書様式の編集可能な PDF フォーマットが、英語及び仏語に加えて、ドイツ語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語で利用可能になりました。また、2009 年 7 月版願書様式の PDF 版も利用可能です。アラビア語についても間もなく利用可能になります。更に、例が記入されている願書様式についても英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語で利用可能です。

国際予備審査請求様式（PCT/IPEA/401）

2009 年 7 月版国際予備審査請求様式の編集可能な PDF フォーマットが、英語、仏語、ドイツ語、ポルトガル語及びスペイン語で利用可能になりました。また、アラビア語、韓国語及びロシア語についても間もなくご利用いただけます。

上記様式は次のアドレスからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.htm>

所定の手数料の新たな換算額を設定するための指針

所定の手数料の新たな換算額を設定するための PCT 同盟総会の指針が英語及び仏語でご覧いただけます。この指針に関しては、PCT 規則 15.2(d)、16.1(d) 及び 57.2(e) に記載があります。また、この指針は、2004 年 1 月 1 日に発効しています。

http://www.wipo.int/pct/en/fees/equivalent_amounts.html

http://www.wipo.int/pct/fr/fees/equivalent_amounts.html

セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料の日本語版（2009 年 6 月 1 日付け）及びスペイン語版（2009 年 6 月 17 日付け）が更新され、ご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/index.htm>

PCT in the News

WIPO マガジンに掲載された PCT 関連記事がご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/news/index.html

“related links” メニューの中にある “WIPO Magazine” をクリックすると、WIPO マガジンの全記事をご覧いただけます。

特許協力条約及び規則の条文集（紙版）

2009 年 7 月 1 日発効のドイツ語及びポルトガル語の特許協力条約及び規則の条文集（紙版）が出版されました。それぞれ、2007 年 4 月 1 日発効の条文集及び 1993 年 1 月 1 日発効の条文集の出版以降に発効した PCT 規則の修正が、この条文集（紙版）には含まれています。

この本の値段は通常の郵送で 24 スイスフラン、速達の郵送で 28 スイスフランです。ご注文は、WIPO 出版番号 No. 274 及び所望の言語を記載の上、WIPO の “the Product Marketing and Distribution Unit” までご請求ください。

ファクシミリ番号: (41-22) 740 18 12
電子メール: publications.mail@wipo.int
電子ブックショップ: <http://www.wipo.int/ebookshop>
宛先 34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
Switzerland

上記したとおり、2009 年 7 月 1 日発効の電子テキストが PCT 関連資料のページからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.htm>

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.htm>

PCT Newsletter 2009 年 6 月号 (No. 06/2009) でお知らせしたように、2009 年 1 月 1 日付けの英語、仏語及びスペイン語の条文集（紙版）は出版済みです。PCT ユーザの利便性を考

えて、2009年7月1日発効の修正条文のみを含んだ冊子が印刷できます。そして、冊子を適切な大きさに切り、条文集（紙版）の特許協力条約及び規則の中に挟むことができます。この冊子はPCT関連資料のページから印刷できます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/update274_2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/update274_2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/update274_2009.pdf

PCT統計

2008年PCT出願人上位

PCT出願人上位の一覧の拡大版（6件以上の出願が2008年に公開）がWIPOウェブサイトをご利用いただけます（“General Statistics”にスクロールしてください。）。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct>

2008年国際特許制度

「2008年の国際特許制度 – PCT年次報告書:進展と成果」がPDFフォーマット及びHTMLフォーマットでご覧いただけます。報告書の仏語及びスペイン語の翻訳もご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/activity/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/activity/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/activity/index.html>

EPOからの情報

新しい手数料体系についての追加情報

欧州特許庁（EPO）は「2009年手数料体系に関する2009年1月26日付け欧州特許庁の公示」の項目3.2を補足する公示を公表しました。2009年1月26日付けの公示については、PCT Newsletter 2009年3月号（No. 03/2009）で概要を説明してあります。項目3.2は、PCT出願がEPOの広域段階へ移行する際の、出願手数料の一部としての追加手数料に関係しています。この新たな公示は、国際出願がEPOの公式言語で公開されていない場合について記載されています。EPO公報、No.5/2009の338頁をご覧ください。

http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj009/05_09/05_3389.pdf

公示は以下でも参照可能です。

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/InformationEPO/archiveinfo/20090126a.html>

日本国特許庁：HTMLからXMLへの新たなコンバータ

日本国特許庁（JPO）は、工業所有権情報・研修館（INPIT）との共同で、国内出願用に使用されているXMLコンバータを改造して、英語環境でも動作するようにしました。この新たなソフトウェアは無料でご利用いただけます。また、共通出願様式（CAF）に適合していません（CAFは、欧州特許庁、日本国特許庁及び米国特許商標庁に対する出願の表示のための共通の基準になります。PCTの要件はCAFを準拠しています。— PCT Newsletter 2008年12月号（No. 12/2008）参照）。このソフトウェアは、電子形式の国際出願を出願する際に使用するもので、Microsoft® Word 又はHTMLフォーマットでデータ出力できる他のワープロソフトウェアによって作成された文書に基づいて、XMLファイル又はPDFファイルを作成することができます。HTMLからXMLに文書を変換するソフトウェアに加えて、JPOは、出願（つまり、明細書、請求の範囲、図面及び要約）のための文書としてフォーマットし直す

ために、マクロを用いて Microsoft® Word にパラグラフ番号やヘッディングのためのブラケットを追加する処理前機能も提供します。フォーマットし直した文書は HTML フォーマットでセーブされ、コンバータで変換することが可能になります。

このソフトウェアは JPO によって提供されメンテナンスされています。このソフトウェアについての更なる情報及び連絡先は JPO のウェブサイトをご覧ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/e_meisai_xml.htm

ソフトウェア自体は次のアドレスからダウンロード可能です。

<https://dl-sv1.pcinfo.jpo.go.jp/html2xml/index.html>

国際出願の願書及び明細書、請求の範囲及び要約の文字が文字コードのフォーマットである場合には（例えば、PCT-SAFE ソフトウェアを用いて XML フォーマットで国際出願を出願した場合）、国際出願手数料が 300 スイスフラン若しくはその換算額が減額されます。又は、国際出願の願書が文字コードのフォーマットであって、明細書、請求の範囲及び要約の文字が文字コードのフォーマットでない場合には（例えば、PCT-SAFE ソフトウェアを用いて PDF フォーマットで国際出願を出願した場合）、200 スイスフラン若しくはその換算額が減額されます（PCT 規則に附属している手数料表参照）。

実務アドバイス

配列リストを含む国際出願について利用可能な選択肢

Q: 配列リストの出願に関して、2009 年 7 月 1 日に多くの変更がされたと伺いました。例えば、400 頁を超える配列リストに対する手数料の恩恵がもはやないとのことでした。約 500 頁の配列リストを含む国際出願を出願する予定ですが、配列リスト部分を出願するために利用可能な選択肢を説明してください。今や、この配列リスト部分に対して用紙毎の手数料を支払わなければならないのでしょうか。

A: 国際出願がヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列を開示している場合には、明細書の別個の部分として配列リスト（「明細書の一部を構成する配列リスト」）を表す必要があります。この配列リストは、PCT 規則 5.2(a) 及び、PCT 実施細則附属書 C に含まれる、PCT 出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸の配列リストの表示に関する基準、に従う必要があります。

実施細則の旧第 8 部（第 801 号から第 806 号）によって、国際出願の配列リスト部分以外は紙で出願し、配列リスト部分は物理媒体（例えば、CD）による電子形式で出願することが許容されていました（ミックスモード（mixed-mode）出願と呼ばれる）。ミックスモード出願は、紙による莫大な量の配列リストの出願が起因する問題に対する、暫定的な解決策として 2001 年に導入されました。当時、紙による配列リストは、出願人にとっても官庁にとっても扱いづらく、出願人には多くの出費を要することになっていました。現在は、かなりの程度、電子形式で国際出願を出願可能となり、そのような暫定的な条項は関係がなくなってきたことから、実施細則の第 8 部は 2009 年 7 月 1 日に削除されました。

実施細則の第 8 部が削除された結果、配列リストの長さに拘わらず、配列リストについて、最大 400 頁分の用紙毎の手数料を支払えばよいという恩恵を出願人は受けなくなりました。次にご説明するように、新たに修正された実施細則は、配列リストの提出について規定していますが、一般的に、出願人、国際機関及び指定官庁にとって利益があるものとなっています。

2009年7月1日以降の国際出願については、実施細則第707号(aの2)の修正に従って、電子形式で出願された国際出願に含まれる配列リスト(受理官庁が電子形式の国際出願を受理できる場合)の場合には、国際出願手数料の計算時に配列リストの用紙は考慮する必要がなくなりました。ただし、配列リストがPCT規則5.2(a)を満たす明細書の別個の部分として表されており、実施細則附属書Cの paragraph 40に規定される配列リストの基準において特定される電子文書フォーマット(以下「テキストフォーマット」という。)で作成されていることが必要です。つまり、国際出願が電子形式で出願されており、配列リストが適切なフォーマットのテキストファイルとして提出されている場合には、配列リストに対して用紙毎の手数料を全く支払う必要はありません。適切なフォーマットとしては、例えば、専用の PatentIn ソフトウェア(無料で欧州特許庁のウェブサイトからご利用いただけます。<http://www.epo.org/patents/Grant-procedure/Filing-an-application/European-applications/Filing-options/PatentIn-filing-software.html>) 又は、米国特許商標庁(USPTO)のウェブサイトからもご利用いただけます。<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/patin/patentin.htm>)からの出力が挙げられます。電子出願に対して一般的に適用される手数料の減額の恩恵も受けることができます(出願の形態によって、100から300スイスフランの減額)。

更に、テキストフォーマットの配列リストを提出することで、PCT規則13の3に基づく、国際調査(及び審査)の目的として、その配列リストを使用することが可能です。従って、この目的のために再度配列リストを提出する必要はありません。

もっと費用がかかる選択肢となってしまいますが、配列リストを提出するためには次のその他の方法があります。

- (1) 電子形式の配列リストを含む電子形式の国際出願を出願する。しかし、テキストフォーマットではなく、イメージフォーマットの電子形式(例えば、テキストフォーマットをPDFフォーマットに変換したもの)。
- (2) 紙形式の国際出願を出願する。この場合、配列リストも紙形式にする必要があります(例えば、PCT-SAFE ソフトウェアの PCT-EASY 機能を用いて出願する場合)。

上記二つの選択肢の場合、出願全体について、全ての用紙毎の手数料を支払うこととなります。出願全体にはイメージフォーマットの配列リストの各用紙が含まれます。従って、支払うべき手数料から考えると、数頁からなる配列リストを出願に含む場合に、上記選択肢が採用される可能性があると考えられます。

更に、いかなる場合でも、調査(又は審査)目的で、国際調査機関(ISA)(及び、場合によって、国際予備審査機関(IPEA))からテキストフォーマットの配列リストを提出することが求められます。ISA 又は IPEA の求めに応じて、配列リストを遅れて提出した場合には、その機関に対して、遅延提出手数料を支払うこととなります(PCT規則13の3.1(c))。

国際出願が配列リストに関するテーブルを含む場合には、そのテーブルは、出願のその他の部分と同一のフォーマットで、明細書の一部として構成されることが必要です。つまり、国際出願が紙形式で出願されるならば、テーブルも紙形式で含まれることが必要です。テーブルが提出されたフォーマットに関係なく(紙形式又は電子形式に関係なく)、そのようなテーブルを含んだ用紙は明細書の通常用の紙として計数されます(テキストフォーマットの配列リストとは異なり、そのようなテーブルは機械読込ができません)。

受理官庁としての USPTO (RO/US) に国際出願を出願する場合に、USPTO の電子出願システムである EFS-Web を用いて、出願と共に配列リストを提出するには次の2つの方法があります。

- (1) 国際出願の本体と共に、配列リストを直接アップロードする。この場合、できればファイルはテキストフォーマットで構成（用紙毎の手数料が不必要）。又は、PDF フォーマットで構成（用紙毎の手数料が必要）。
- (2) 配列リストの容量が 100MB よりも大きい場合には、国際出願日と同日に、USPTO に対して物理媒体（CD）を別途提出する。この場合、ファイルはテキストフォーマットに限られる。

EFS-Web 経由で、配列リストに関するテーブルを含む国際出願を RO/US に出願する場合には、PDF フォーマットのみ可能で、明細書の一部としてこれらテーブルが構成される必要があります（用紙毎の手数料が必用）。

テキストフォーマットの配列リストの出願に関する改正された実施細則は、次の理由で、そのフォーマットによる提出を促すものです。テキストフォーマットは扱いづらくなく、検索可能であることから、開示の目的に加えて、調査及び審査目的で使用することが可能。また、国内段階において指定官庁によって利用することが可能であり、用紙毎の手数料が不必要なことから、出願人は出費を抑えることができる。

2009 年 7 月 1 日以降に国際出願を出願する場合には、上記変更点を考慮して更新された、2009 年 7 月版の願書様式（PCT/RO/101）を使用してください。その願書様式には最後の用紙が二種類用意されています。一方は、“CHECK LIST for PAPER filings” と題名が付いており、出願人が紙形式の国際出願を出願することを望む場合に使用します。もう一方は、“CHECK LIST for EFS-Web filings” と題名が付いており、出願人が、受理官庁としての USPTO に対して、EFS-Web 経由で、願書様式をオンラインで出願することを望む場合に使用します。PCT-SAFE ソフトウェアの最新版は新しい用紙毎の手数料の計算方法に対応しています。ソフトウェアは次のウェブサイトからダウンロード可能です。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/>

使用している PCT-SAFE の更新を直ぐにはできない場合には、文書ファイルがアップロードされた際に、配列リストに関する頁数を 0 に自分で変更することが可能です。そうすることで、正確な手数料の計算になります。しかし、配列リストが PDF フォーマットで出願されており、400 頁を超える場合に、ソフトウェアの旧版を使用していると、手数料は正しく計算されません。配列リストについては最大 400 頁までしか計数せず、この場合に、頁数を自分で修正することはできません。

配列リスト及び配列リストに関するテーブルの出願についての変更点の詳細は、パワーポイント資料「規則の修正及びその他の実務の変更 – 2009 年 7 月 1 日」をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2009practice_changes.ppt

配列リストに関する実施細則の修正文（2009 年 7 月 1 日発効）は 2009 年 5 月 14 日付け公示（PCT 公報）に掲載されています。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

実施細則及び附属書 F（電子形式の出願及び処理のための基準）の全文は次のアドレスからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai_july2009.html

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2009年9月号 | No. 09/2009

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

次期PCT同盟総会

WIPO 加盟国総会の一部として、第 40 会期 PCT 同盟総会がジュネーブにおいて 2009 年 9 月 22 日から 10 月 1 日に開催されます。

以下に説明する文書の全ては次のアドレスから入手可能又は間もなく入手可能になります。これらの文書は次期 PCT 同盟総会の議論に用いられます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/40

次期 PCT 同盟総会では、次の PCT 規則の修正提案を採択する予定です（文書 PCT/A/40/2 Rev）。

- 補充国際調査（補充国際調査機関が提供する補充国際調査の範囲を決定できる内容の明確化）
- 補正の様式（出願人が出願時の出願から補正の根拠を示すことを義務化）
- 所定の PCT 手数料の異なる通貨への換算額を決定する方法（これに伴い、関係する規則に基づく PCT 同盟総会の指針、国際事務局と国際調査及び予備審査機関との取決めの変更が提案されています。）

また、同期間に開催される PCT 技術協力委員会のアドバイスに従い、エジプト特許庁及びイスラエル特許庁を PCT に基づく国際調査及び予備審査機関に選定することが PCT 同盟総会で検討されます（文書 PCT/A/40/4 及び 5）。

更に、PCT 同盟総会は、2009 年 5 月 4 日から 8 日に開催された PCT 作業部会の第二回会合（PCT Newsletter No. 06/2009 参照）のレポート（文書 PCT/A/40/1）をテークノートする予定です。そのことによって、作業部会の今後の作業方針を承認することになります。また、国際機関のための品質管理に関する文書をテークノートします（文書 PCT/A/40/3）。

マドリッドとヘーグシステムのための IT 近代化プログラムに関して、ヘーグ同盟の分担分として資金を提供するために、ヘーグ同盟にローンを提供することが承認される予定です（文書 PCT/A/40/6）。

PCT利用者に対する総合的な調査

2008 年 10 月 1 日から 2009 年 1 月 31 日にかけて PCT 利用者に対して総合的な調査が行われ、480 の回答をいただきました。

調査の回答者は、PCT システムは概ね良好に機能していると回答しています。また、多くの回答者が、国際事務局（IB）が提供する情報資料やサービスに高い満足度を示しました。

受理官庁や国際機関が提供するサービスは概ね満足されていますが、改善すべき多くの点が指摘されました。適時性（主に国際調査報告に関して、及び、調査及び審査手続きの所定の

段階)、電子出願の簡易化、調査及び審査報告の品質、法改正の頻度、国際段階での PCT 調査及び審査報告の利用及び PCT 手数料

詳細は、要旨及び PCT 利用者調査報告をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/activity/pct_survey_2009.pdf

この調査の回答を作成するためにお時間を取っていただいた方に感謝申し上げます。国際事務局は、可能な限りこれらのご意見を考慮していきます。この調査に参加されていなかったとしても、PCT 法律部にいつでも電子メールでご意見を送っていただくことができます。

pct.legal@wipo.int

PCT規則 4.9(b) の適用通知の取下げ

RU ロシア連邦

ロシア連邦の指定に関する PCT 規則 4.9(b) の適用通知に関して (PCT Newsletter No. 02/2003)、指定官庁としての連邦知的所有権特許商標行政局 (Rospatent) は、2009 年 6 月 5 日から、その通知を取り下げを国際事務局に通知しました。

このことによって、ロシア連邦 (RU) に出願された先の国内出願の優先権を国際出願が主張している場合に、先の国内出願の自動的な取下げを防ぐために、国際出願において RU の指定をはずす必要がなくなります。願書様式の第 V 欄及び PCT-SAFE ソフトウェアの関係箇所については更新作業を行っています。

PCT最新情報

- AO : アンゴラ (管轄国際調査及び予備審査機関の追加)
- BR : ブラジル (出願言語、管轄国際調査及び予備審査機関、国際調査及び予備審査を行う国際出願の言語に関する変更)
- GB : 英国 (手数料の換算額に関する変更)
- ID : インドネシア (国内段階の移行期限に関する変更)
- NZ : ニュージーランド (手数料の換算額に関する変更)
- PE : ペルー (一般情報)
- RU : ロシア連邦 (電話番号及び手数料に関する変更)
- ST : サントメ・プリンシペ (管轄国際調査及び予備審査機関の追加)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁 (次の連邦知的所有権特許商標行政局 (Rospatent) の記事もご参照ください))

国立工業所有権機関 (ブラジル) による国際調査のために BRL で支払う手数料については、PCT Newsletter No. 07-08/2009 でお知らせしましたが、続いて、CHF、EUR 及び USD の換算額が決定しました。

2009 年 10 月 1 日から、次の官庁によって行われる国際調査のために支払う手数料の次の換算額が変更になります。

欧州特許庁	JPY
フィンランド国立特許・登録委員会	USD
北欧特許機構	USD

スペイン特許商標庁	USD
スウェーデン特許登録庁	USD

2009年10月15日から、次の官庁によって行われる国際調査のために支払う手数料の次の換算額が変更になります。

欧州特許庁	ISK
北欧特許機構	ISK
スウェーデン特許登録庁	ISK

2009年11月1日から、次の官庁によって行われる国際調査のために支払う手数料の次の換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	CHF
欧州特許庁	SGD

調査手数料、補充調査手数料、予備審査手数料及び国際調査及び国際予備審査に関するその他の手数料（連邦知的所有権特許商標行政局（Rospatent））

連邦知的所有権特許商標行政局（Rospatent）によって行われる補充調査のために RUB で支払う額及び補充調査に関係して支払う次の手数料が 2008 年 12 月 30 日付けで変更されました。

補充調査手数料、支払う CHF の換算額 ³	RUB	9,450 (13,500) ⁴
検査手数料 ⁵	RUB	4,050

補充国際調査報告に列記された文献の写し：出願人は無料で列記された文献の写しを補充国際調査報告と共に受取る。その他の場合には、

特許文献、各頁につき	RUB	10
非特許文献、各頁につき	RUB	30

取扱手数料（国立工業所有権機関（ブラジル））

[インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報](http://www.wipo.int/pct/en/) (www.wipo.int/pct/en/)

PCT 様式

英語と仏語の編集可能な PCT 受理官庁様式が更新され、2009 年 7 月版の全ての様式が掲載されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/ro/index.htm>

<http://www.wipo.int/pct/fr/forms/ro/index.htm>

これらの様式の一部がドイツ語版でご利用いただけます（編集可能な PDF）。また、更新された ISA、IPEA 及び SISA 様式も掲載されています。

³ 支払日に適用されるロシア連邦中央銀行のスイスフランへの換算レートによる換算額

⁴ 括弧内の額は、PCT 規則 39.1(iv)（処置方法）に関する対象であるために、国際調査機関によって PCT 第 17 条(2)(a) に規定される宣言がされた場合に支払う

⁵ この機関に支払う手数料の支払いの詳細については、Rospatent のウェブサイトを参照
www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/about/structure/fips/fips_bill_tarif

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/ro/index.htm>
<http://www.wipo.int/pct/de/forms/isa/index.htm>
<http://www.wipo.int/pct/de/forms/ipea/index.htm>
<http://www.wipo.int/pct/de/forms/sisa/index.html>

国際事務局はこれらの翻訳を作成していただいた EPO に感謝します。

様式が掲載されているページには、2009 年 6 月 30 日まで有効だった PCT 様式も掲載されています。これらの様式は 2009 年 7 月 1 日より前に出願された国際出願に対して用いられます。これらの様式は様式 “Forms” 索引ページからご利用いただけます（2009 年 6 月 30 日まで有効な様式 “Forms in force until 30 June 2009” 参照）。仏語とドイツ語についても準備中ですので、間もなくご利用いただけるようになります。

PCT セミナー資料

PCT 手続きを網羅したドイツ語のセミナー資料が 2009 年 8 月 27 日に更新され、ご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/index.html

PCT 規則

PCT 規則の歴史は、PCT 規則の今までの全ての変更について、条文毎に年代順にまとめています。2009 年 7 月の変更を反映されたこの資料がご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と PCT に基づく国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としての次の機関との英語及び仏語の取決めが更新されました。

米国特許商標庁（2009 年 7 月 30 日発効）

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_us.pdf
http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_us.pdf

国立工業所有権機関（ブラジル）（2009 年 8 月 7 日発効、この機関が ISA 及び IPEA としての活動を開始した日）

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_br.pdf
http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_br.pdf

ロシア連邦知的所有権特許商標行政局（Rospatent）（2009 年 1 月 1 日発効）

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ru.pdf
http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_ru.pdf

PCT 留保、宣言、通知及び不適合の一覧

ロシア連邦からの通知を受けて（PCT 規則 4.9(b) の適用通知の取下げ 参照）、英語、仏語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語のこの一覧が更新され、ご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html
http://www.wipo.int/pct/fr/texts/reservations/res_incomp.html
http://www.wipo.int/pct/de/texts/reservations/res_incomp.html

http://www.wipo.int/pct/ru/texts/reservations/res_incomp.html

国内移行期限

国内移行期限の一覧が 2009 年 9 月 3 日付けで更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time_limits.pdf

この一覧は、各指定／選択官庁について、PCT 第 I 章及び第 II 章における国内（広域）移行期限を示しています。

PCT 出願人の手引きの更新

国際段階及び索引そして国内段階の 2009 年 7 月付け更新作業が間もなく完了します。この PCT Newsletter 発行後、間もなく英語及び仏語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/guide/fr/index.html>

PCT in the News

WIPO マガジンに掲載された PCT 関連記事がご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

PCT 利用者に対する総合的な調査

上記記事参照

中小企業及び個人発明家のためのPCTセミナー

世界知的所有権機関（WIPO）は中小企業及び個人発明家向けの 1 日のセミナーを二回開催いたします。一方が、2009 年 11 月 10 日（火）、於：米国メリーランド州ボルチモア、もう一方が、2009 年 11 月 13 日（金）、於：米国ネバダ州ラスベガスで開催されます。

このセミナーの目的は、PCT の概要を参加者に説明し、PCT システムを利用する長所を知っていただくことです。セミナーは特に中小企業及び個人発明家向けですが、PCT 及び国際的な発明の保護に興味がある方もご参加いただけます。

セミナーは無料です。

プログラムと登録方法は次のアドレスからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/2009/pct_sme/november_10.html

http://www.wipo.int/meetings/en/2009/pct_sme/november_13.html

実務アドバイス**受理官庁が優先権の回復に関する規定を適用していない場合における、PCT 規則 26 の 2.3 に基づく優先権の回復の請求**

Q: 不測の事態により、その出願の優先日から 1 年と 5 日後に、私が出願した国際出願が受理官庁によって受理されました。優先権主張を有効にするために、受理官庁に優先権の回復を請求することによって、PCT 規則 26 の 2.3 に基づく規定の恩恵を受けたいと考えました。ところが、その出願が提出された受理官庁は、適用される国内法令と上記規則との不適合を、PCT 規則 26 の 2.3(j) に基づいて通告しています。優先権主張を有効にする他の方法はないのでしょうか。

A: たとえ、受理官庁が国内法令と PCT 規則 26 の 2.3 の不適合を通告していたとしても、国際出願日が優先期間が満了した日から 2 ヶ月以内であれば、国際段階の目的では、優先権主張は無効とはみなされません。それは PCT 規則 26 の 2.2(c)(iii) に規定されており、**全ての**受理官庁に適用されます。したがって、先の出願日が国際段階の期限を計算する基礎として用いられます。しかし、国際出願に優先権主張が保持されるという事実は、国内段階でそのような優先権主張の有効性を決して保証するものではありません。この段階で手続きをしないことにより、国内移行して指定官庁に対してこの状況の救済を要求する手続きは、今手続きすることに比べて、煩雑になるでしょう。今手続きするとは、受理官庁に対して国際段階で優先権の回復を請求することです。

そのようにするために、PCT 規則 19.4(a)(iii) に従い、受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) にこの国際出願を送付することを、出願した受理官庁に対して請求することができます。RO/IB は、全ての PCT 締約国の国民及び居住者のための管轄受理官庁となっています。RO/IB は PCT 規則 26 の 2.3(j) に基づく留保を行っていないため、受理官庁としての国際事務局には優先権の回復を請求できます。ただし、請求を 12 ヶ月の優先期間が満了した日から 2 ヶ月以内に行うことが必要です。

もし、国内受理官庁に優先権の回復請求を既に提出している場合には、PCT 規則 26 の 2.3 を適用していないその官庁は、出願人の承認のもと、更なる手続きを進めるために国際出願を RO/IB に送付することを RO/IB が認めることを求めます (PCT 受理官庁ガイドライン、パラグラフ 166A)。PCT 規則 26 の 2.3(e) に基づく適用期限が満了する前に、この請求が国内受理官庁に到達していれば、いかなる請求も RO/IB に間に合って受理されたとみなされます。

国内受理官庁が国際出願を RO/IB に送付した場合 (出願人の請求又はその他の場合)、送付のためには、送付手数料と同額を国内受理官庁に支払う必要があります (PCT 規則 19.4(b) 参照)。支払われたその他の手数料 (例えば、国際出願手数料及び調査手数料) については、国内受理官庁によって払い戻されます。そして、RO/IB に適用される手数料 (例えば、送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料) を支払うことが求められます。いくつかの受理官庁では優先権の回復請求手数料 (PCT 規則 26 の 2.3(d)) を要求しますが、RO/IB はそのような手数料を要求していません。更なる手続きのために、国内受理官庁が RO/IB に国際出願を送付した場合、この出願は国内受理官庁によって国際出願が受理された日に RO/IB が受理したとみなされます (PCT 規則 19.4(b))。しかし、国際出願を出願するために必要な手数料を支払う目的としては、RO/IB が実際に出願を受領した日が、国際出願が受領された日とみなされます (PCT 規則 19.4(c))。

ご質問の場合、国際出願後に優先権の回復を請求することになるので、RO/IB に書簡形式で回復の請求をします。望ましくは、回復の請求と同時に、優先期間内に国際出願が提出され

なかった理由の陳述を裏付ける申立てその他の証拠を提出します（PCT 規則 26 の 2.3(f)）。
（RO/IB 又は PCT 規則 26 の 2.3 と国内法令が適合しているその他の受理官庁に対して、回復の請求を出願時に行うのであれば、請求のために、願書様式の第 VI 欄に特別の欄が設けられています。詳細は第 VI 欄の説明（the Notes）参照）。必要な基準を回復の請求が満たせば（RO/IB は回復の請求に対して、「相当な注意」及び「故意ではない」の基準を適用します。）、RO/IB は、決定と決定に採用された基準を出願人に通知します。

たとえば、受理官庁が優先権主張を回復したとしても、その主張の有効性は国内段階で保証されるわけではありません。顕著な例は、指定官庁が、国内法令と PCT 規則 49 の 3.1 との不適合を国際事務局に通告している場合があります。また、指定官庁が受理官庁と同じ基準を適用しているのかにもかかってきます。「相当な注意」を払ったにもかかわらず、優先期間内に国際出願が提出されなかったと受理官庁が認めた場合には、回復は全ての国で有効となります（PCT 規則 49 の 3.1）。しかし、優先期間内に国際出願が提出されなかった理由を「故意ではない」と認めて、PCT 規則 26 の 2.3 に基づいて優先権の回復を受理官庁が行った場合には、その基準若しくはその基準より有利な基準によって回復を行うことが国内法令に規定されている指定官庁において、回復は有効となります（PCT 規則 49 の 3.1(b)）。

国際段階で優先権の回復を請求する以外の利用できる選択肢としては、各指定官庁において優先権の回復を請求することができます（PCT 規則 49 の 3.2）。この場合、PCT 規則 49 の 3.2(b)(i) に基づいて、PCT 第 22 条の期限から 1 ヶ月以内に請求を行う必要があります。しかし、PCT 規則 49 の 3.2(h) に基づいて留保している指定官庁には、請求は受け入れられません。

PCT 規則 26 の 2.3(j)（受理官庁による優先権の回復）、49 の 3.1(g)（[指定官庁における] 受理官庁による優先権の回復の効果）及び 49 の 3.2(h)（指定官庁による優先権の回復）に関して留保を行っている官庁の情報については、次の一覧をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

優先権の回復の請求に関する更なる情報は、PCT Newsletter No. 04/2007 の「実務アドバイス」、「PCT 出願人の手引き」の国際段階のパラグラフ 98A から H、優先権の回復に関する「よくある質問とその回答：PCT 規則の修正（2007 年 4 月 1 日付け）」の該当部分、をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/faqs/april07_faq.html#2007_restoration

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2009年10月号 | No. 10/2009

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たなPCT締約国

タイ（国コード：TH）

タイが2009年9月24日に加入書を寄託し、2009年12月24日からPCTに拘束されることになりました。2009年12月24日以降に出願された国際出願は自動的にタイの指定を含むこととなります。

更に、タイはPCTの第II章にも拘束されます。したがって、2009年12月24日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は自動的にタイの選択を含むこととなります。また、タイの国民及び居住者は2009年12月24日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

なお、タイはPCT第64条(5)に従い宣言を行いましたので、PCT第59条には拘束されません。

PCT同盟総会

WIPO加盟国総会の一部として、第40会期PCT同盟総会がジュネーブにおいて2009年9月25日（金）に開催されました。

同日、先立って開催されたPCT技術協力委員会の勧告に応じて、PCT同盟総会はエジプト特許庁及びイスラエル特許庁をPCTにおける国際調査及び予備審査機関に選定しました。各々の特許庁が運用を開始する準備が整い、特許庁が通知した日より、この選定は発効します。

同盟総会はPCT規則の修正も採択しました（文書PCT/A/40/7の付属書IからIIIに含まれる微修正が反映された、文書PCT/A/40/2 Revの付属書IからIIIに基づく）。以下に示すこれらの修正は2010年7月1日に発効します。

- 補充国際調査（補充国際調査機関が提供する補充国際調査の範囲を決定できる内容の明確化）
- 補正の様式（出願人が出願時の出願から補正の根拠を示すことを義務化）
- 所定のPCT手数料の異なる通貨への換算額を決定する方法

所定のPCT手数料の換算額を決定する事項に関し、PCT同盟総会の指針及び国際事務局と国際調査及び予備審査機関との取決めについて、関連する変更が認められました（文書PCT/A/40/7の付属書IV及びVに含まれる微修正が反映された、文書PCT/A/40/2 Revの付属書IV及びVに基づく）。

更に、PCT 同盟総会は、2009 年 5 月 4 日から 8 日にジュネーブで開催された PCT 作業部会の第二回会合（PCT Newsletter No. 06/2009 参照）のレポート（文書 PCT/A/40/1）をテークノートしました。そして、2010 年に作業部会が開催されることを承認しました。また、国際機関のための品質管理方法に関する文書をテークノートしました（文書 PCT/A/40/3）。

マドリッドとヘーグシステム（それぞれ商標と意匠の国際登録制度）のための IT 近代化プログラムに関して、ヘーグ同盟の分担分として資金を提供するために、ヘーグ同盟にローンを提供することが承認されました（文書 PCT/A/40/6）。

文書

PCT 同盟総会及び PCT 技術協力委員会の文書が WIPO のウェブサイトから入手可能です（レポートも発行されると掲載されます。）。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/40

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/ctc/24

知的所有権機関のための国際シンポジウム

2009 年 9 月 17 日及び 18 日にジュネーブにおいて、知的所有権機関のための国際シンポジウムが 2 日間開催されました。シンポジウムで議論された内容の一つは、世界中にある未着手の特許出願の膨大な滞貨についてでした。滞貨は 2007 年（世界的規模の完全な統計が入手可能な最新年）には 420 万件あり、増え続けています。将来の主な課題は、業務の効率性を強化するための国際協同行動の促進及び IP 官庁の設備、業務及び管理を最新のものとするための成功事例の普及の奨励であると、WIPO 事務局長のフランシス ガリ氏は強調しました。

特許出願を処理するためのワークシェアリングが、存在する非効率の解決法として提案されました。また、特許審査ハイウェイ（PPH）について、幅広く議論されました。そして、既存の二国間の PPH 合意を後押しするために、PCT は特許処理に関するワークシェアリングの中心となるべきだと結論付けられました。シンポジウムに出席した三極特許庁（欧州特許庁、日本国特許庁及び米国特許商標庁）の代表は、現在行っている PPH を、PCT で作成される報告（PCT 特許性に関する国際予備報告）にも適用することについて基本的に合意したことを示唆しました。パイロット・プロジェクトは 2010 年初頭に開始される予定です。

詳細は、WIPO プレスリリース PR/2009/604 をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2009/article_0035.html

年末の公報発行スケジュール及び国際事務局の閉庁日

国際事務局の閉庁日

2009 年 11 月及び 12 月そして 2010 年 1 月における、国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて、2009 年 11 月 27 日、2009 年 12 月 24 日、25 日及び 31 日及び 2010 年 1 月 1 日になります。国際事務局は 2009 年 12 月 28 日、29 日及び 30 日は業務を行います。新年は 2010 年 1 月 4 日（月曜日）より業務を開始します。

PCT 情報サービスの停止日

PCT 情報サービスは 2009 年 11 月 27 日及び 2009 年 12 月 24 日から 2010 年 1 月 1 日まで停止します。PCT 情報サービスは 2010 年 1 月 4 日（月曜日）午前 9 時（ジュネーブの時間）に再開します。

なお、休暇時期においても PCT 情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、録音機能が使用できるとともに、緊急時に用いられる電話番号を知ることができます。PCT 情報サービスは国際出願の出願及びそれに続く PCT の国際段階での手続についてのご質問にお答えするサービスです。

特定の国際出願に関する連絡は、IB 様式に記載されている担当チームのファクシミリ番号、若しくは PCT 文書課（Fax : (+41-22) 338 82 70）までお送りください。

公開スケジュールと公開の技術的準備

休暇時期となる、2009 年 12 月 24 日（木曜日）及び 2009 年 12 月 31 日（木曜日）は WIPO の閉庁日となりますので、一日早い 2009 年 12 月 23 日（水曜日）及び 2009 年 12 月 30 日（水曜日）に公開されます。

2009 年 12 月 17 日の公開から、公開の技術的準備の完了が通常の前日の 15 日前より早くなります。通常に戻るのは、2010 年 1 月 21 日公開分からとなります。詳細は以下の表をご参照ください。表には影響を受ける公開日のスケジュール及び IB に変更が届かなければならない日を示してあります。

国際公開:休暇時期に変更となる日	
国際公開日	WIPO に出願人の通知が届く必要がある最終日
木曜日、 2009 年 12 月 10 日	火曜日、 2009 年 11 月 24 日(通常通り)
木曜日、 2009 年 12 月 17 日	月曜日、 2009 年 11 月 30 日
水曜日、 2009 年 12 月 23 日	金曜日、 2009 年 12 月 4 日
水曜日、 2009 年 12 月 30 日	木曜日、 2009 年 12 月 10 日
木曜日、 2010 年 1 月 7 日	水曜日、 2009 年 12 月 16 日
木曜日、 2010 年 1 月 14 日	火曜日、 2009 年 12 月 22 日
木曜日、 2010 年 1 月 21 日	火曜日、 2010 年 1 月 5 日(通常通り)

上記期間に公開される国際出願に関して、国際公開に変更を反映させたい出願人は上記日程に留意する必要があります。例えば、国際公開を防ぐことが可能な期間内に、出願人が PCT 規則 90 の 2.1(c)、90 の 2.2(e)及び 90 の 2.3(e) に基づく国際出願の取下げ、指定又は優先権主張の取下げを希望する場合、PCT 規則 46.1 に規定される期限が迫っている中で、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正を提出することを望む場合、PCT 規則 92 の 2 に基づい

て出願人、代理人、共通の代表者、発明者の表示の変更を望む場合、国際出願にこのような変更が反映されるためには、上記表の右欄に示された日までに、IB に通知が届く必要があります。

IB に通知を行う場合には、好ましくはファクシミリで、技術的準備が完了するより前に、出来るだけ早く提出されることを強くお勧めします。

PCT 期間計算システムはウェブサイトで提供している機能です。出願人のお役に立つように、重要な PCT の期限を計算します。関係する PCT 条文と規則が提示され、全ての期限について十分な説明がされます。

<http://www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html>

PCT最新情報

- AU : オーストラリア (手数料の換算額に関する変更)
- PE : ペルー (受理官庁及び指定官庁としての要件に関する情報)
- PT : ポルトガル (手数料に関する変更)

調査手数料(オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権特許商標行政局(Rospatent))

PCT Newsletter No. 09/2009 に掲載された情報に追加して、連邦知的所有権特許商標行政局 (Rospatent) によって行われる国際調査のために支払う CHF、EUR 及び USD の換算額が決定しました。この額は 2008 年 12 月 30 日に発効しています。

2009 年 12 月 1 日から、オーストラリア特許庁によって行われる国際調査のために支払う手数料の KRW による換算額、及び、欧州特許庁によって行われる国際調査のために支払う手数料の NZD による換算額が変更になります。

PCT-SAFE更新

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの新バージョン (2009 年 10 月 1 日付け version 3.51.043.219) が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm

当該バージョンは 2009 年 10 月 13 日から受理官庁としての国際事務局に完全な電子出願を提出するために必要です。

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

願書様式

2009 年 7 月版のアラビア語の願書様式 (PCT/RO/101) が編集可能な PDF フォーマットでご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/>

同じアドレスで、編集可能な PDF フォーマットの中国語の願書様式が間もなくご利用いただけます。

なお、同じアドレスにおいて、英語、仏語、ドイツ語、ロシア語及びスペイン語の願書様式が編集可能な PDF フォーマットでご利用いただけます。

新たな特許検索機能

国内特許及び PCT の収集データを検索可能な新たな検索機能が、公開試験のためにご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

この新たな機能は、約 160 万件の国際出願の PCT データベースを検索できるのみではなく、ARIPO、キューバ、イスラエル、メキシコ、大韓民国、シンガポール、南アフリカ及びベトナムの特許収集データを検索可能です。そして、柔軟な検索方法、自動語幹解釈、関連度による順位付け、グラフィカルな結果表示を提供します。現在の収集データは充実される予定であり、他の官庁からの特許収集データも数ヶ月以内には加えられる予定です。

PCT 及び特許統計

世界的所有権指標 2009 “World Intellectual Property Indicators 2009” が WIPO から出版されました。この新たな出版物は、世界中の特許及びその他の知的所有権の利用状況について網羅的な概観を提供します。2007 年（世界的規模の完全な統計が入手可能な最新年）の数字に基づき、この報告は、特許、実用新案、商標及び意匠の利用状況についての比較パターン及び傾向を分析しています。この報告は、現在は英語版のみありますが、仏語版及びスペイン語版も間もなく作成されます。報告は WIPO の IP 統計ウェブサイトにおいて無料でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/>

PCT に関係する次の報告又は一覧もご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>

- PCT システムに関する報告
 - 年次報告書、進展と成果
 - 動向及び分析（四半期毎）
 - 業績指標（四半期毎）
 - 月次統計報告書
- 一般統計
 - PCT 出願動向（月次及び年次）
 - 主要 PCT 出願国（月次）
 - 上位 PCT 出願人（年次）
 - 出願人の居住国毎の PCT 出願（月次）
 - 受理官庁（RO）毎の PCT 出願（月次）
 - 国際事務局（IB）によって公開された PCT 出願（四半期毎）
 - 国際調査機関（ISA）毎の国際調査報告（四半期毎）
 - 国際予備審査機関（IPEA）毎の国際予備審査（四半期毎）
 - 過去のデータ（1985 – 1999）
- 国際特許分類（IPC）／技術毎による統計（四半期毎）
 - IPC 毎の PCT 出願
 - 技術分野毎の PCT 出願

- 出願媒体の統計（月次）
 - 出願媒体毎の PCT 出願
 - RO 毎の紙、PCT-EASY 及び電子出願（PDF、XML、EFS-Web）
- PCT の適時性の統計（四半期毎）
 - 受理官庁による PCT 出願の記録原本の IB への送付
 - ISA による ISR の IB への送付
 - IPEA による IPER の IB への送付
 - IB による PCT 出願の公開及び ISR が含まれた PCT 出願の再公開

実務アドバイス

受理官庁に適用される優先権の回復のための基準による受理官庁の選択

Q: 国際出願を提出したいのですが、12 ヶ月の優先期間が過ぎているので、PCT 規則 26 の 2.3 に基づく優先権の回復を請求するつもりです。私は出願を、受理官庁としてのイギリス知的所有権庁（特許庁の運営名称）（RO/GB）、欧州特許庁（RO/EP）又は国際事務局（RO/IB）に対して提出することが可能です。それぞれの官庁に PCT 規則 26 の 2.3 は適用されていますが、出願と優先権の回復の請求の提出先を決定する場合に、どのような注意事項があるのでしょうか。

A: 基本的に、国内移行するつもりの方が、国際出願を出願する予定の受理官庁（RO）が行った優先権の回復を認めるのか検討する必要があります。そして RO に対して回復を請求する方が容易か、国内移行して指定官庁（DO）に請求する方が容易か検討します。

根本的な事項として、かなり多くの DO が優先権の回復を全く認めない、若しくは、PCT で規定されている形で認めていないということです。関係する規則と国内法令との不適合を規則 49 の 3.1(g) に基づき通知している官庁の一覧は次のアドレスでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

国内移行するつもりの方が、この一覧中にあるのなら、優先権の回復を求める利点は、おそらく全くないでしょう。優先権主張がなくても出願が有効になるのか、保護を求めようとしている官庁で優先権を救済する特定の国内規定が存在するのかについて、慎重に検討する必要があります。

少なくともそれらの官庁の一つが、原則的に、優先権の回復を認めているのであれば、国内段階で更なる手続きをすることなく許可される、最も簡単な手続きを進めることは価値があります。その際に、PCT では、回復の承認を決定するための二つの基準のどちらを用いるのかを、個々の官庁が決定できることを念頭に置く必要があります。このことは、RO としての手続きと、（より容易な代替りの基準が採用される可能性はあります。）DO としての手続きの両方に適用されます。DO が優先権の回復を行うか否かは、RO が十分に厳しい基準に基づいて、決定を行っているのかに一般的に掛かってきます。そうでなければ、国内段階の幾つかの官庁で、更なる個々の回復の請求が必要になります。

PCT 規則 26 の 2.3 が適用される全ての RO は（例外は 17 の RO）、出願人からの優先権の回復請求を決定する際に、次の基準のうち少なくとも一つを適用しなければなりません。

- 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず、優先期間内に国際出願が提出されなかった。
- 故意ではなく、優先期間内に国際出願が提出されなかった。

ご質問にある RO の場合には、RO/GB は「故意ではない」のみを適用することを通知してい

まず、RO/EPは「相当な注意」のみを適用することを通知しています。そして、RO/IBは両方の基準を適用します。「PCT規則26の2.3及び49の3.2に基づく、受理官庁（RO）及び指定官庁（DO）による優先権の回復」の一覧には、回復が各官庁に適用されている場合には、PCTのそれぞれのRO及びDOによって適用される基準が記載されています。この一覧はPCT関連資料のページでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

ROは回復のための両方の基準を適用し、個別ケースに応じて、出願人が適用される基準を選択できるようにすることも可能です。両方の基準が適用される場合には、出願人の請求若しくはROの判断で、最初に「相当な注意」の基準を適用し、この基準を満たさないと判断した場合に、「故意ではない」の基準を用います。この運用はRO/IBが行っているものです。

RO/EP及びRO/IBが適用している相当な注意の基準を満たせば、故意ではないの基準よりも厳格な基準であることから、最も色々な国に採用される結果となります。つまり、ROが相当な注意に基づいて優先権の回復を行った場合には、一般的に¹、全てのDOで有効になります（PCT規則49の3.1(a)）。ただし、PCT規則49の3.1(g)に基づく不適合の通知を提出しているDOは対象外になります。このように、可能であれば、この基準を満たすことが出願人の利益になります。

故意ではないの基準はより緩やかな基準になります。ROがこの基準に基づいて優先権の回復を行った場合には、この基準、若しくは、出願人からみてこの基準より有利な基準に基づいて優先権の回復を行うことが規定されている国内法令が適用される指定官庁でのみ、その決定は有効になります（PCT規則49の3.1(b)）。一方、国内移行するつもり全てのDOがこの基準を採用しているのであれば、この基準を満たしていることを証明する方が容易で、場合によっては安くなります。

相当な注意が適用される官庁に国際出願を提出したい場合には、優先期間に出願を提出できなかった状況、及び、その特定の状況が基準を満たす可能性を検討することが重要です。優先権の回復を請求する場合には、期限内に国際出願が提出されなかった理由を記載する必要があります。そのために、場合によって、国際出願を準備し提出するために取った措置を含む、期限内に国際出願を提出できなかったことに関する事実や状況の概要を提出します。相当な注意にも関わらず、国際出願が優先期間内に提出されなかったことを判断するために、申立て又は証拠によって立証される理由をROは要求することが可能です。つまり、優先期間が過ぎてしまわないように、その状況において、全ての合理的な注意を払っていたのかについて説明します（PCT受理官庁ガイドライン、第166号F及び第166号G参照）。

個々の請求は一件一件検討されます。RO/EPの場合のように、ROが相当な注意の基準のみを適用する場合であって、状況によって必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず優先期間に出願を提出できなかったと納得できる証拠を提出できなかった場合には、この段階で、優先権主張は回復されません。しかし、出願と優先権の回復の請求をRO/EPに提出し、RO/EPが相当な注意の基準を満たしていないと判断して、優先権の回復が行われなかったとしても、DOはその拒否の決定を毎回検査することが可能です。ただし、DOがPCT規則49の3.1(g)に基づく不適合を通知している場合には検査することはありません。

ROが相当な注意を理由に優先権主張の回復を行わないと思われる場合には、故意ではないの基準に基づき、優先権が回復される可能性が高いRO/GBに国際出願を提出することができます。この基準のためには、一般的に、優先期間に提出しなかったのは意図的ではないこ

¹ 満たすべき回復の要件の一つに、合理的な疑義があった稀な場合に、回復を認める決定をDOは検査することができます。

とを示す説明を提出すれば十分です（本当に該当する場合）（PCT 受理官庁ガイドライン、第 166 号 G 参照）。RO/IB に提出した場合には、自動的に最初に相当な注意に基づいて検討され、それから、故意ではないが適用されます。

RO を選択する際に、支出の面を考慮したい場合には、各官庁に支払う送付手数料と優先権の回復請求手数料を検討することができます。送付手数料は、RO/EP は現在 EUR 110、RO/GB が GBP 55、RO/IB が EUR 64 を請求しています。優先権の回復請求手数料については、RO/EP が EUR 550、RO/GB 及び RO/IB は無料となっています。

期限間際の遅延による問題や、優先権の回復を請求しなければならなくなり、保護を求めている官庁全てでは優先権主張が有効でなくなることを避けるために、12 ヶ月の優先期間が終了する十分前に出願することを強くお勧めします。

優先権主張の回復に関する詳細は、PCT Newsletter の No. 09/2009 及び No. 04/2007 の「実務アドバイス」、PCT 出願人の手引きの国際段階、パラグラフ 98A から H、及び、「よくある質問：PCT 規則の修正（2007 年 4 月 1 日）」の優先権の回復に関する部分、をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/faqs/april07_faq.html#2007_restoration

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2009年11月号 | No. 11/2009

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報

PCT 判例データベース

PCT 締約国の国内裁判所あるいは広域行政機関でなされた PCT に関する法的・行政的決定をテキスト検索可能とする新しいデータベースが以下の PCT 関連情報（英語版）で利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pctcaselawdb/en>

データベースに含まれる PCT に関連した決定は国内裁判所あるいは広域行政機関に提起または考慮されたものです。容易に情報を取得できるよう国際事務局が要約及び PCT 法的参考資料を付け加えています。

追加（いずれの言語でも）あるいはデータベースの改良のための提供を歓迎しております。次のメールアドレス宛にお送り下さい。

pct.legal@wipo.int

PCT 受理官庁ガイドラインの修正

2009年7月に発効した PCT 受理官庁ガイドラインは多くの変更がされています。ガイドライン（RO/GL/RO/8）は PDF フォーマットで英語及び仏語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ro.pdf>

ハイパーリンクされた HTML フォーマットのものについても英語で利用可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/index.html>

国内移行期限

国内移行期限の一覧が 2009年10月15日付けで更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html

この一覧は、各指定／選択官庁について、PCT 第 I 章及び第 II 章における国内（広域）移行期限を示しています。

PCT 締約国において PCT 経由で取得できる保護の種類

各 PCT 締約国において PCT 経由で取得できる保護の種類を示した一覧が 2009年10月13

日付けで更新されました（チリ、ドミニカ国、グアテマラ、タイで取得可能な保護に関する変更）。この一覧は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/typesprotection.pdf>

PCT最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料に関する変更（多くの官庁）

2010年1月1日から、国際出願手数料、30枚を超える用紙毎の手数料、手数料表の第4項に記載されたPCT-EASYの手数料減額、電子出願の手数料減額、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料について所定の通貨の額が変更になります。

これらの変更はPCT出願人の手引き（英語版）の以下の別添（Annex）で更新されています。

–Annex C（受理官庁）：AM, AP, AT, AU, AZ, BA, BE, BH, BW, BY, BZ, CA, CO, CR, CU, CY, CZ, DE, DK, DO, EA, EC, EG, EP, ES, FI, FR, GB, GE, GH, GR, GT, IB, IE, IL, IN, IS, IT, JP, KE, KG, KR, KZ, LR, LT, LU, LV, MC, MD, MT, MW, NI, NL, NO, NZ, PE, PG, PH, PT, RU, SC, SE, SG, SI, SK, SM, SV, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZA, ZM, ZW;

–Annex D（国際調査機関）：AT, AU, BR, CA, CN, EP, ES, FI, JP, KR, RU, SE, US, XN;

–Annex SISA（国際調査機関（補充調査））：SE, XN;

–Annex E（国際予備審査機関）：AT, AU, BR, CA, EP, ES, FI, JP, KR, RU, SE, US, XN

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>

BR：ブラジル（国際調査機関及び国際予備審査機関としての要件に関する情報）

CL：チリ（一般情報）

ES：スペイン（手数料に関する変更）

IB：国際事務局（手数料に関する変更）

2010年1月1日から、受理官庁としての国際事務局に支払う次の手数料のEUR及びUSDの換算額が変更になります。

送付手数料	料金表 I(a)参照（英語版）			
優先権書類の手数料	EUR	33	又は USD	49
航空郵便のための追加額	EUR	7	又は USD	10

IN：インド（Eメールアドレスの変更）

PE：ペルー（微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定）

PT：ポルトガル（手数料に関する変更）

韓国知的所有権庁（調査手数料の変更）

スペイン特許商標庁（予備審査手数料の変更）

補充調査手数料及び取扱手数料については、上記「国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料に関する変更（多くの官庁）」の欄を参照して下さい。

Patentscope® 検索サービス

日本語の新インターフェース

英語、仏語、スペイン語に加え、日本語での Patentscope® 検索サービスインターフェースが利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pctdb/ja/>

<http://www.wipo.int/patentscope/ja/dbsearch/>

この WEB ページでは、検索インターフェース、検索結果、検索 HELP 及びいくつかの重要なサポートページが日本語で利用できます。

手数料の支払い請求に関する注意喚起

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。

そして、“WBIP – World Bureau Intellectual Property” 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されていると思えるか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38

ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : pct.infoline@wipo.int

イギリス知的所有権庁 (特許庁の運営名称) : PCT規則 12 の 2.1(c)に従った料金支払いに関する問題

PCT 規則 12 の 2 に従って、出願人は国際調査機関 (ISA) に先の調査の結果を考慮するよう請求することができます。PCT 規則 12 の 2.1(c)には、受理官庁が先の調査を行った場合、出願人は受理官庁に対し、

(a) 先の調査の結果

(b) 先の出願、および／または

(c) 先の調査の結果に列記された文献

の写しを国際調査機関に送付することを請求できる旨規定されている。

イギリス知的所有権庁が、PCT Newsletter No. 07-08/2009 で通知したように、上記(b)のケースに導入した GBP5 の手数料は、(a)、(c)のケースには支払不要です。この手数料は、欧州特許庁 (EPO) のオンライン出願ソフトウェアと同様、PCT-SAFE ソフトウェアに組み込

まれているが、手数料の計算の際、現在のところソフトウェアは上記3つのケースを区別しておらず、その結果、手数料が要求されない2つのケースについても自動的にGBP5を課金します。

国際事務局は、先の調査の書類のための手数料手続を見直しており、将来リリースされるPCT-SAFE及びEPOオンライン出願ソフトウェアにおいて上記の区別も考慮されるでしょう。それまでは、もし出願人が必要のない手数料を支払った場合には、イギリス知的所有権庁が出願人に返金いたします。

さらなる情報はイギリス知的所有権庁の2009年11月4日付けのPatent Journal Notice No. 6285で公開されています。

<http://www.ipo.gov.uk/2009-6285-special.pdf>

イギリス知的所有権庁への問い合わせは、以下までお願いします。

Mr. Phil Jones

Patent International Filings Manager

電子メール：phil.jones@ipo.gov.uk

電話番号： +44 1633 81 49 33

SPACE WORLD CD-ROMの生産終了

1993年以来、WIPOと欧州特許庁(EPO)は、PCT出願に関連した資料、すなわちSPACE WORLDシリーズ(PCT国際出願で公開された書誌事項データおよびイメージを含む)を含むCD-ROMを共同生産してきました。CD-ROMが最初に作成された当時、特許情報のかなりの部分が一般的に受け入れられている電子フォーマットで利用可能にした、大きな技術的進歩であると考えられていました。しかし、情報リソースとしてのインターネットの人氣が高まりと、対応するCD-ROMの利用への関心の低下につれ、WIPOとEPOは2009年末にSPACE WORLD製品の生産を中止することを決定しました。

WIPOはPATENTSCOPE®検索サービスを通じてすべての公開されたPCT国際出願および関連文書への無料オンラインアクセスを提供しています。

<http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>

実務アドバイス

PCT Newsletter No. 10/2009の実務アドバイスに関する追加情報

上記「実務アドバイス」の「受理官庁に適用される優先権の回復のための基準による受理官庁の選択」というタイトルのものをご参照下さい。そこでは、故意ではないの基準に基づき優先権の回復を要求する場合について、一般的に、優先期間に提出しなかったのは意図的ではないことを示す説明を提出すれば十分であると説明されていました(PCT受理官庁ガイドライン、第166号G参照)。

実務アドバイスの主なメッセージは、「故意ではない」を満たすテストの方が「相当な注意」より容易であるというものでした。166号Gのパラグラフの最初の文に述べられているように、次のことにもご注意ください。つまり、受理官庁は、理由の陳述を裏付ける申立てその他の証拠を提出することを、あるいはもしいくつかの証拠がすでに提出されている場合にはさらに証拠を提出することを要求するかもしれません。一例として、

「故意ではない」の基準のみを適用する受理官庁であるイギリス知的所有権庁（特許庁の運営名称）（RO/GB）は、故意ではないの基準が満たされたかどうかを考慮に入れて、国内法に基づいた同種の要求の場合と同様のアプローチをとること、また、なぜ優先期間に間に合わなかったかを判断することができるよう理由および証拠を提出することを要求する旨、国際事務局に対して通知しています。

出願人は、もし必要な場合、それぞれの官庁に対し、優先権の回復の要求の裏付けとしていかなる種類の証拠が要求されるのか確認することをお勧めします。

PCT-SAFE ソフトウェアを使った国際出願の電子出願方法

Q: PCT-SAFE ソフトウェアを使った PCT 出願の出願方法を教えてください（受理官庁として国際事務局に出願する予定です）。

A: PCT-SAFE（Secure Applications Filed Electronically）ソフトウェア（以下、「PCT-SAFE」という）は PCT ユーザーに対し、国際出願を電子形式で作成し、安全なオンライン送信で、あるいは、CD-R のような物理媒体で出願する手段を提供します。PCT-SAFE を使った出願に向けて着手する前にすべきことが多くあります。したがって、優先年の期限よりずっと前に、事前に自分自身で準備するのに十分な時間をとっておくべきです。下記の PCT 電子出願に先立って行うさまざまなステップの情報のほかに、ユーザーマニュアルおよびトレーニング教材に関する情報もご参照下さい。

1. ソフトウェアのインストール

PCT-SAFE を使用して PCT 出願を行いたい場合、最初にすべきことは PCT-SAFE クライアントソフトウェアをパソコンにインストールし、よく把握することです。ソフトウェアは以下の URL でダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm

あるいは、よろしければ、PCT-SAFE ヘルプデスクからインストール用 CD-ROM を無料で郵送できます。

PCT-EASY 出願をすでにしたことがある PCT ユーザー（すなわち、PCT-SAFE ソフトウェアの PCT-EASY 機能を使って作成した電子形式の願書および要約のコピーと一緒に紙で出願された国際出願）は、完全な電子出願の手続きをより容易に把握できるでしょう。

2. オンライン文書の把握

電子出願をする前に、WIPO ウェブサイトの PCT-SAFE のページにある関連箇所を参照されることを強くお勧めします。この部分には、有用な研修ツールだけでなく、国際出願の電子的出願方法に関する多くの詳細情報が含まれています。そのページには、

ーよくある質問とその回答（FAQs）（<http://www.wipo.int/pct-safe/en/faq.html>）、例えば、PCT-SAFEソフトウェアのインストール、PCT-SAFE出願の作成と提出、電子証明書及びセキュリティ、その他一般情報に関するもの、

ーユーザーマニュアルおよび研修ツールのページ

（http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/user_documentation.htm）

このページには以下のものが含まれています。

- ・電子願書様式の作成方法、PCT-EASY モードまたは完全な電子出願モードで提出するための出願の作成方法について、段階的な指示を提供する E ラーニングチュートリアル

- ・出願を作成するためのコツを含む様々なユーザーガイド（クイック参照ガイドと、ソフトウェアの使用法に関する詳細を含んだ参照ガイドがあります。）
—出願を作成および提出に際してとられるべき方法が理解しやすいように出願サンプルのスナップ画面写真が使用されています。

- ・特定ユーザーのための情報、例えば、PCT-SAFE と EFS-Web（受理官庁としての米国特許商標庁によって使用されている電子出願システム）の併用、PCT 出願を電子出願のための XML 形式で作成するためのソフトウェアツールである PCT-SAFE Editor の使用方法に関する詳細情報

3. WIPO 電子証明書の手

WIPO 電子証明書は、以下の簡単なオンライン登録手続を通じて、WIPO から無料で入手することができます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/certificates.htm>

電子証明書は、国際出願データの安全なオンライン送信、および願書様式への電子署名に求められます。証明書の請求には PCT-SAFE ヘルプデスクによる人手による介入が必要になりますが、ヘルプデスクの就業時間中（ヨーロッパ時間で月曜日から金曜日の間の午前 9 時から午後 6 時まで）、通常 1 営業日以内に処理されます。

4. 電子的提出の構成と形式

以下のサイトで、PCT 実施細則, Annex F, Section 3 に規定された、電子出願の構成や形式に関して公開された情報を把握されることをお勧めします。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_anf.pdf

特に、PDF 形式の要件（受理官庁として国際事務局に出願する際の最も一般的に使われている形式）に関する Section 3.1.2 の規定をご参照下さい。

例えば、CHF300 またはその換算額の減額の利益を得るために XML 形式で出願するのか、CHF200 またはその換算額の減額の利益を得るために PDF 形式で出願するのか、といった出願を行う際の形式を決める必要があります。さらなる情報は、PCT 規則に別添された手数料一覧表をご参照下さい。

5. 試用出願

すべての関連資料をご覧になられましたら、本出願作成前にテストのために十分な時間をかけることをお勧めします。事前に起こりうる技術的問題を解決しておくことができます。テストを行う前に、電子証明書が性格にインストールされているか、電子署名適用のための作業手順を決めているか、確かめておくべきです。これらを終えたのち、PCT-SAFE を立ち上げ、「試用」モードを選択して下さい。試用出願が「試用サーバ」に格納され、WIPO から提出成功の確認のための試用通知を受け取るでしょう。PCT-SAFE ヘルプデスクは新しい利用者のために試用出願のフィードバックを喜んで提供いたします。試用環境で出願した出願人

は機密・機微データを含めないよう注意して下さい。

6. 本出願

一回以上うまく試用出願ができましたら、本出願の出願準備を行って下さい。PCT-SAFE を立ち上げ、「本出願モード」を選択して下さい。変換エラーへの対抗手段として、必ず変換前の書類を含めることをお勧めします（PCT 実施細則第 706 号参照）。そして、直前のジュ簡的トラブルの場合に備えて、優先年の期限前の出願のために十分な時間を確保することをお勧めします。国際事務局の受理官庁サーバは 24 時間稼動しています。ある特定の国際出願日を確保できるよう、ジュネーブ（ヨーロッパ）時間の真夜中前まで出願を送信することができます。

国際事務局以外の PCT 受理官庁に電子出願する際に知っておいた方がよい重要なポイント

国際事務局以外の受理官庁に国際出願の電子出願を希望される場合、現在、次の PCT 締約国の受理官庁で電子出願を受け付けています。オーストラリア、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、ドイツ、日本、マレーシア、オランダ、フィリピン、ポーランド、大韓民国、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、イギリス、および受理官庁としての欧州特許庁。

しかしながら、電子出願可能な官庁すべてが PCT-SAFE で直接オンライン出願できるとは限りません。オーストラリア特許庁とカナダ知的所有権庁では、電子署名された出願データは庁のウェブサイトを通じてアップロードおよび提出を行います。受理官庁として米国特許商標庁に出願する場合、EFS-Web 出願は PCT-SAFE における完全な電子形式のものが考慮されません。その代わりに、出願人は zip ファイルで出願書類と一緒に EFS-Web にアップロードできるハイブリッド PCT-EASY/EFS-Web 願書様式を準備できます。さらなる情報は以下をご参照下さい。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/guides/pdf/us_e_easy_v3.pdf

および、PCT Newsletter No. 12/2006 の「実務アドバイス」

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2006/pct_news_2006_12.pdf

電子出願を受け付けている様々な受理官庁で求められる条件、例えば、出願、書類の形式、受理官庁が受け付ける電子証明書の方法を調べるための更なる情報については、以下に掲載されている表をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/notifications/efiling/efiling.pdf>

もしくは、受理官庁または PCT-SAFE ヘルプデスクにご相談下さい。

今のところ、国際出願のみオンライン出願できます。その後の書類の提出方法に関する指示については受理官庁としての国際事務局にご相談下さい。PCT Newsletter No. 04/2009 において本件を扱った「実務アドバイス」もご参照下さい。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2009/pct_news_2009_04.pdf

PCT-SAFE ヘルプデスクの連絡先

電子メール : pctsafe.help@wipo.int

電話番号 : +41 22 338 95 23

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2009年12月号 | No. 12/2009

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 成果物に基づく特許審査ハイウェイ試行プログラム

2009年11月13日、三極特許庁（欧州特許庁、日本特許庁、米国特許商標庁）は、PCT国際調査機関または国際予備審査機関の資格で三極特許庁のうちの1庁によって作成されたPCT成果物（つまり、国際調査報告、国際機関による見解、国際予備審査報告）を三極特許庁それぞれのPCT出願の国内段階でのPPH請求の基礎とする、PCT/PPH試行プログラムを開始することによって、既存の二国間の特許審査ハイウェイ（PPH）ワークシェアリング合意を拡大することに合意しました。試行プログラムは2010年1月29日に開始する予定であり、これにより今まで国内特許出願について作成された成果物に限定されていたPPHワークシェアリング合意の将来性が大いに拡大されるでしょう。

PPHでは、第1庁による一部またはすべての請求項に係る発明が特許可能との判断を受けた出願人が、第2庁の対応出願について特許可能な請求項についての早期審査を請求することができます。

この進展に関するさらなる情報は、三極ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.trilateral.net/index.html>

新しい試行プログラムの詳細はまもなくご覧いただけます。

フィンランド国立特許・登録委員会による補充国際調査の提供

フィンランド国立特許・登録委員会は、2010年1月1日から補充国際調査の実施を開始し、出願人が同委員会を補充国際調査機関（SISA）として選択できるようになる旨、国際事務局に通知しました。

フィンランド国立特許・登録委員会の補充国際調査機関としての資格に関する情報が含まれる、PCT出願人の手引きの新しいANNEX SISA (FI)は現在準備中であり、まもなくご覧いただけます。それまでの間、同委員会が国際事務局に通知しました以下の情報をご参照下さい。

補充国際調査で認められる言語

英語、フィンランド語、またはスウェーデン語

補充国際調査に含まれる文献の範囲

少なくとも当該機関が保有するフィンランド語、スウェーデン語、ノルウェー語またはデンマーク語の文献、およびPCT最小限資料

補充国際調査の制限

当該機関は、補充国際調査の請求が利用可能な資源を超えた場合、また通常状態を回復したときに、国際事務局に通知します。

補充国際調査機関の資格での国立特許・登録委員会に対して支払う手数料に関するさらなる情報は、以下の「PCT 最新情報」の「調査手数料、ならびに、国際調査および補充国際調査に関連する手数料」をご覧ください。

PCT 最新情報

- BR : ブラジル (手数料に関する変更)
- BY : ベラルーシ (電子メールアドレスの変更)
- CA : カナダ (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)
- IL : イスラエル (手数料に関する変更)
- MC : モナコ (所在地の変更)
- NO : ノルウェー (所在地の変更)
- PT : ポルトガル (優先権の回復に適用される基準及び手数料に関する情報)
- TH : タイ (管轄国際調査および国際予備審査機関)

調査手数料 (オーストリア特許庁、韓国知的所有権庁、スウェーデン特許登録庁)

調査手数料、ならびに、国際調査および補充国際調査に関する手数料 (フィンランド国立特許・登録委員会)

国立特許・登録委員会は 2010 年 1 月 1 日付けで補充国際調査機関 (SISA) として同委員会に支払う次の手数料を国際事務局に通知しました。

補充調査手数料	EUR	1,700
---------	-----	-------

補充国際調査報告に列記された文献の写し：出願人は無料で列記された文献の写しを補充国際調査報告と共に受取る。その他の場合には、

	EUR	20
--	-----	----

予備審査手数料 (オーストリア特許庁)
国際予備審査に関する手数料 (フィンランド国立特許・登録委員会)

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間計算を行うときに考慮される、2010 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの国際事務局の閉庁日は次のとおりです。

- 全ての土日
- 2009 年 1 月 1 日
- 2009 年 4 月 2 日及び 5 日
- 2009 年 5 月 13 日及び 24 日
- 2009 年 9 月 9 日
- 2009 年 11 月 16 日
- 2009 年 12 月 24 日、27 日、30 日及び 31 日

これは国際事務局の閉庁日のみを示しており、国内官庁及びその他の国際機関の閉庁日を示すものではありません。その他の官庁の 2009 年における閉庁日は以下のアドレスでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/closeddates/index.html>

国際事務局の年末年始の閉庁日は、2009年12月24日、25日、31日、2010年1月1日および週末です。国際事務局は2009年12月28日、29日、30日、ならびに2010年1月4日月曜日以降は通常に開庁いたします。

Patentscope® 検索サービス

新たな PCT 国内移行情報

関係官庁の協力のおかげで、PATENTSCOPE® 検索サービスにおいて、アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）、ベラルーシ、ハンガリー、マレーシアおよびユーラシア特許機構（EAPO）の PCT 国内移行情報が加わりました。この結果、国内移行情報を提供している官庁の数は 42 になります。国際出願が国内／広域段階に移行した情報及びその他の国内／広域段階に関する情報は、個別の国際出願の “national phase” タブをクリックすることでご覧いただけます。これらの情報は、指定若しくは選択官庁が、国際事務局に対し関係する情報を提供している場合のみご利用いただけます。このサービスが対象としている国及び日付の一覧は以下のアドレスをご参照ください。

<http://www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp>

EPO による PCT 文書データの割引提供

PCT 国際出願で公開された書誌事項データおよびイメージを含む、ESPACE WORLD CD-ROMS の生産終了に関するアナウンス（PCT Newsletter No. 11/2009 参照）をご参照下さい。欧州特許庁（EPO）は、様々な ESPACE WORLD コレクションについて期間限定で最大 75%の割引を行います。さらなる詳細な情報は、EPO のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.epo.org/patents/patent-information/subscription/world/special.html>

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

知的所有権庁の 2010 年閉庁日

国際事務局は、多くの工業所有権庁の 2010 年における閉庁日を公開しています。2002 年以降すべての年のものを含む全収録を次のサイトで閲覧することができます。

<http://www.wipo.int/pct/en/closeddates/index.html>

国際事務局は関係官庁から受け取った情報をもとに継続的にこの収録の拡大・更新を行っています。

実務アドバイス

国内移行期限を過ぎた後の権利の回復の請求

Q: 2007年8月10日、つまり、12ヶ月の優先期間（優先日：2006年8月4日）の期限が切れた数日後に、国際出願をしました。受理官庁から、PCT 規則 26 の 3 に従って、優先権を回復するための請求を提出することが可能だという通知を受けましたが、実際には提出しな

いことにしました。提出しなかったことにより、優先権主張は無視され、また、事実上、国内段階に移行するための出願の準備するためにより多くの時間をかけることができる、と推測していました。しかしながら、2009年11月に国内段階のための出願を準備していたところ、受理官庁および国際事務局から送付された書類に、優先日が2006年8月4日と表示されていることに気がつきました。これに関し受理官庁に問い合わせたところ、国際出願の出願日が優先日より12ヶ月過ぎていても、優先日は無効とはみなされず、PCTの期限は、優先日から計算されるとの確認を受けました。ちょうどその時、国内段階に移行するための期限（つまり、2009年2月4日が満期）を過ぎていることに気がつきました。国内段階に移行するための期日が2010年2月10日までと改めて計算されうよう優先権主張を撤回するか、あるいは、当該官庁に対し、出願を回復させるための方法が何か他にあるのでしょうか。

A: PCT規則26の2.2(c)(iii)の規定では、国際出願日が優先期間が満了した日より遅い日であっても、国際出願日が当該満了の日から2ヶ月の期間内である限り、優先権主張は無効とはみなされません。よって、最初の出願日が国内段階の移行期限を計算する基礎として使用され、さらに適用された期間内でPCT第22条に基づく行為を行わなかったため、PCT第24条(1)(iii)に従って、指定官庁（あるいは選択官庁）に対して、出願の効力を失います。

もし期限を国際出願日から計算することを希望していたのであれば、優先権主張を取り下げなければならなかったでしょう。しかしながら、優先権主張を取り下げるための期限（優先日から30ヶ月（PCT規則90の2.3参照））をすでに経過しているため、今となっては手遅れです。さらに、上述の通り、PCT規則26の2.2(c)(iii)では、受理官庁または国際事務局に無効な優先権主張を表明することを禁じています。

しかしながら、PCT規則49.6（第22条に規定する行為を行わなかった場合の権利の回復）に従って、指定官庁に対し請求することが可能であるかもしれません。国内段階への移行期限を遵守できなかった理由がなくなった日から2ヶ月、または、第22条に規定する期間が満了する日から12ヶ月のいずれかのうち早く満了する期間内に、この請求の提出を行わなければなりません。優先権主張が無効とみなされなかったと認識した日は、おそらく期限を遵守できなかった理由がなくなったと時とみなされるはずですが、よって、その日から2ヶ月となるでしょう（この期限は、国内段階の移行期間が満了する日から12ヶ月の期限より前に満了するでしょう）。もし指定官庁が適用する国内法令によって許されているのであれば、さらに遅く請求を提出することができるかもしれません。しかし、できるだけ早く回復の請求を提出することをお勧めします。

指定官庁は、一定の例外を条件として、出願人が期間内に国内段階に移行し損ねた場合の特定の国際出願に関して、当該官庁によって適用される基準によりますが、PCT規則49.6に規定された要件を満たしているならば、つまり、故意ではなく、あるいは相当の注意を払ったにもかかわらず、国内段階の移行期限を過ぎてしまったことを示すことができた場合、権利の回復を認める義務があります。しかし、ある一定の官庁はこの点において留保しています。— PCT規則49.6と国内法令との不適合を国際事務局に通告している官庁のリストについて、「留保および不適合」の一覧の「PCT規則49.6(f)」の欄をご参照下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

ある官庁がこのリストに載っていたとしても、当該国の国内法令に従って依然回復が可能かもしれない、また、いくつかのケースでは、PCT規則49.6の規定より緩やかである可能性がある点にご留意下さい。このようなケースでは、官庁はPCT規則49.6ではなく独自の国内法令の基準を適用するでしょう。

それぞれの指定官庁毎に、また当該官庁についてだけでも、PCT規則49.6に規定された請

求の可能性を追求すべきでしょう。指定官庁のいずれかに請求を行った場合、PCT 第 22 条（または状況に応じて第 39 条(1)）（PCT 規則 49.6(c)）に規定された移行期限を遵守できなかった理由を提示しなければなりません。さらに、指定官庁が適用する国内法令は、手数料が支払われること（PCT 規則 49.6(d)(i)）、および上記に示した理由を裏付ける申立てその他の証拠を提出することを要求することができます。

国内移行期限を過ぎた場合の回復の可能性に関する情報は、様々な指定官庁の適用要件の詳細とともに、PCT 締約国毎に、PCT 出願人の手引きの該当する国内段階の中の、「期限を遵守しなかった遅滞に対する許容」の見出しのところで確認できます。それでもなお、このような状況に適用する様々な国内法令に精通している地元の弁理士に助力を求めることをお勧めします。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧